

保存版

2026年3月改定



北塩原村

防災

マップ

いつ起きるか分からない。

目ごるから、災害に備えよう。



磐梯山ジオパーク
BANDAISAN GEOPARK



きたしおん

はじめに p.1

情報伝達 p.2

備蓄品および
非常時持出品 p.3

わが家の防災対策 p.4

避難行動ガイド① p.5

避難行動ガイド② p.6

特別警報を
ご存じですか？ p.7

土砂災害について p.8

洪水浸水害
について p.9

地震対策について p.10

雪害対策について p.11

火災対策について p.12

磐梯山における
火山災害 p.13

避難所・避難場所・
AED・Wi-Fi 設置一覧 p.15

避難行動
判定フロー p.17

全図 p.18

詳細図 No.1～8 p.19

奥付 巻末

村民の皆様へ

地球温暖化などの影響により、近年、自然災害は頻発化・激甚化しており、全国各地で大きな被害が発生しています。

自然豊かな北塩原村においても、大雨による土砂災害や河川の氾濫、地震、豪雪、噴火など様々な災害リスクが内在しております。これまでも、明治21年の磐梯山大噴火をはじめ、平成7年、令和4年の豪雨災害、平成23年の東日本大震災、令和7年の豪雪被害などが発生し、村民の暮らしに甚大な被害をもたらしました。

このような災害から、できるだけ被害を少なくするためには、自らの命は自ら守る「自助」、近隣の方がお互いに助け合って地域を守る「共助」、行政が施策として取り組む「公助」が基本であり、それぞれが適切に役割分担や連携することが重要です。とりわけ、安全確保の観点からは、家庭・地域ごとに事前の備えを整え、災害時には地域のつながりを活用して迅速に避難・安否確認・支援を行う体制を築かなければなりません。特に、高齢者等の支援が必要な方は、移動や避難所生活における配慮が必要なため、地域で支える「共助」の取組が非常に重要となります。

本防災マップには、危険箇所の表示だけでなく、避難所や消火栓などの消防設備の所在、気象情報や火山現象などの解説、避難時の注意点など様々な防災情報がまとめられています。また、令和6年度に福島県が公表した「新たな土砂災害のおそれのある箇所」も掲載しており、いざという時の避難行動や日ごろの防災対策、自主防災組織や災害ボランティアの活動などに役立つ一冊となっております。

ぜひ、ご家庭の目の届くところに常備していただき、家族や地域での災害対策に役立てていただきますようお願い申し上げます。

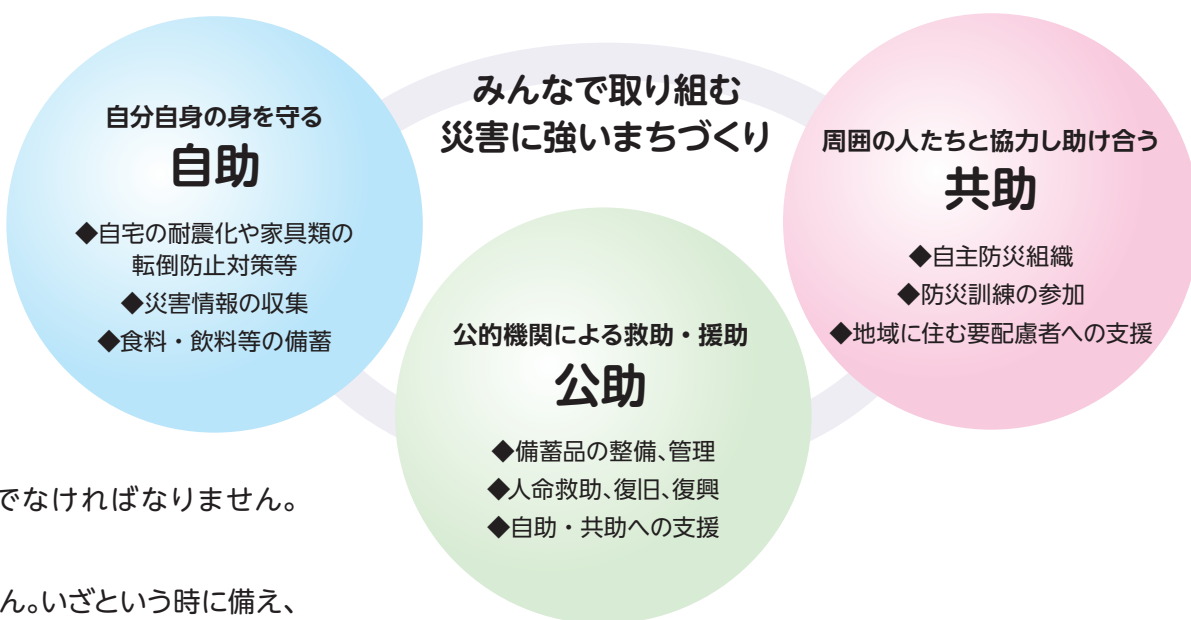
令和8年3月 北塩原村

地域の防災力を高める 自助・共助・公助

地震や洪水、台風等の自然災害による被害は、わたしたちの日ごろの努力によって減らすことが可能です。

行政による「公助」はいうまでもありませんが、自分の身は自分で守る「自助」、地域や身近にいる人どうしが助け合う「共助」こそが、災害による被害を少なくするための大きな力となります。ただし、身のまわりの人を助けるには、まず自分自身が無事でなければなりません。「自助」があつての「共助」です。

災害が起きてからでは間に合いません。いざという時に備え、適切な行動ができるよう日常的に防災を意識しましょう。



出典：内閣府ホームページ(<https://www.bousai.go.jp/index.html>)を加工して作成

家族みんなで防災会議

災害は家族が一緒にいるときに起こるとは限りません。いざというときに慌てず行動できるよう、本書を活用いただき、家族で普段から話し合っておきましょう。

- 家具の置き方、工夫していますか？
- 避難場所や避難経路確認していますか？
- 食料・飲料などの備蓄、十分ですか？
- 関連お役立ちサイト、把握していますか？
- 非常用持ち出しバッグの準備、できていますか？
- もしもの時の情報収集、していますか？
- 安否確認方法決まっていますか？

出典：首相官邸ホームページ(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/bousai/index.html>)を加工して作成



「情報伝達」～避難後の伝言・伝達方法～

避難後の伝言・伝達方法を知っておこう。

避難した後



避難所での
掲示板



災害用伝言
ダイヤル171



災害用伝言板

災害用伝言ダイヤル171

災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板です。被災地の方が、安否情報(伝言)を音声で録音することで、全国からその音声を再生することができます。

利用方法

伝言の録音方法

171
にダイヤル

録音の場合 1

被災地の方の電話番号を入力
(XXX)XXX-XXXX

1#

録音する

伝言の再生方法

171
にダイヤル

再生の場合 2

1#

再生する

災害用伝言ダイヤルとは？

NTTでは、災害発生時に、被災地への通話がつながりにくい状況の場合、被災地内の安否等の情報を音声で録音、再生する「災害用伝言ダイヤル」を設置します。NTT「災害用伝言板(web171)」との連携により、伝言内容を相互に確認が可能。「171」をダイヤルし利用ガイダンスに従って、伝言の録音・再生を行って下さい。

伝言保存期間

運用期間終了まで

伝言蓄積数

1電話番号あたり1~20件
(提供時にお知らせいたします)

伝言内容

1伝言あたり30秒以内

利用可能電話

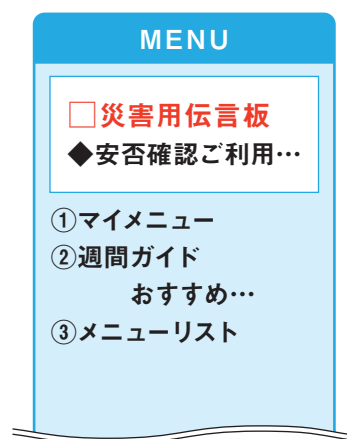
加入電話、ISNネット、公衆電話、ひかり電話からご利用できます。

※ISNネット、ひかり電話でダイヤル式電話をお使いの場合にはご利用になれません。
※携帯電話、他通信事業者の電話からのご利用については、ご契約の各通信事業者にお問い合わせ下さい。

災害用伝言板 (携帯電話・スマートフォン)

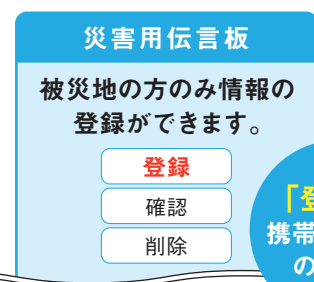
携帯電話のインターネット接続機能で、被災地の方が文字でメッセージを登録し、携帯電話番号をもとにして全国から伝言を確認できます。
(スマートフォンでのご利用については、各社のページでご確認ください。)

利用方法【画面例】

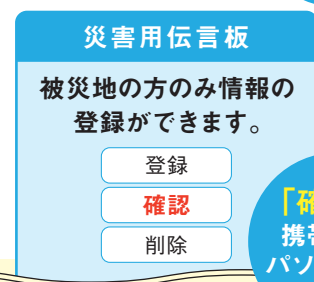


登録

確認



「登録」は
携帯電話から
のみ可能



「確認」は
携帯電話・
パソコンから
可能

伝言板登録

▼状態

- 無事です。
- 被害があります。
- 自宅にいます。
- 避難所にいます。

▼コメント(～100文字)

明日戻ります。

※登録情報確認の際、登録されたお客様自身の携帯電話および登録日時が表示されます。
※10件目以降は、登録済みの古い順に上書きされます。

登録

伝言板確認

安否を確認したい人の携帯電話番号を入力して検索ボタンを押してください。

携帯電話番号

XXX XXX XXXX

検索

① 備蓄品および非常時持ち出し品

避難するときに最初に持ち出すのが「非常時持ち出し品」。
 災害直後から混乱が収まるまでの数日間、自給自足するための物資が「備蓄品」です。
 以下は一例です。とくに非常時持ち出し品は、持って逃げられる量にしましょう。(男性 15kg 女性 10kg が目安)

非常時持ち出し品 ●事前に準備出来ているか、チェック☑しましょう。

- | | | | |
|--|---|---|---|
| 貴重品
<input type="checkbox"/> 現金 ※公衆電話用に硬貨も
<input type="checkbox"/> 印鑑
<input type="checkbox"/> 家や車の予備鍵
<input type="checkbox"/> 証書類のコピー
(健康保険証、免許証、通帳、
保険証書、権利書など) | 情報収集用品
<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ ※予備電池も
<input type="checkbox"/> 携帯電話(スマートフォン)の充電器
<input type="checkbox"/> モバイルバッテリー ※ライト付きが便利
<input type="checkbox"/> 筆記用具 | 非常飲食品など
<input type="checkbox"/> 非常食
※軽く高カロリーのもの
<input type="checkbox"/> 飲料水
<input type="checkbox"/> 給水袋
<input type="checkbox"/> 万能ナイフ | 衛生用品
<input type="checkbox"/> 救急セット ※常備薬も
<input type="checkbox"/> タオル
<input type="checkbox"/> マスク
<input type="checkbox"/> 消毒液
<input type="checkbox"/> 体温計
<input type="checkbox"/> トイレトーパー
<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ
<input type="checkbox"/> ビニール袋
<input type="checkbox"/> 下着類
<input type="checkbox"/> オムツ |
|--|---|---|---|
-
- | | | |
|---|--|---|
| 安全用品
<input type="checkbox"/> 懐中電灯 ※予備電池も
<input type="checkbox"/> ヘルメット
<input type="checkbox"/> 防災ずきん
<input type="checkbox"/> 軍手
<input type="checkbox"/> スリッパ | <input type="checkbox"/> 笛やブザー ※居場所を知らせるもの
<input type="checkbox"/> マッチ・ライター
<input type="checkbox"/> 毛布・保温シート
<input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ | 女性向け
<input type="checkbox"/> 生理用品(生理1周期分)
<input type="checkbox"/> おりものシート
<input type="checkbox"/> 携帯用ビデ、軟膏
<input type="checkbox"/> スキンケア用品
基礎化粧品等 |
|---|--|---|



定期的に点検を! いざというときに支障がないように食品類の賞味期限や
 持出用品の不備を定期的に点検しましょう。

備蓄品 ●少なくとも3日(できれば1週間)は自力で生活できるように準備

- ・飲料水 ※1人1日3ℓ
- ・食品 ※アルファ化米、長期保存食品など専用品の他、
 下記ローリングストックの活用を
- ・給水用ポリタンク・バケツ
- ・カセットコンロ・ガスボンベ
- ・使い捨ての食器類
- ・食品用ラップ
- ・ランタン
- ・災害用トイレセット
- ・からだ拭きシート
- ・水のいらないシャンプー
- ・ガムテープ
- ・ビニールシート



上記リストを参考に、特に乳幼児用品、高齢者用品等、災害時に配慮すべき方の用品も、家族構成に合わせて追加しましょう。

❖ ローリングストックについて

備蓄専用の保存食なども大切ですが、
 普段から少し多めに食料品や日用品を買っておき、
 使った分だけ新しく買い足していくことで、
 常に一定量の備蓄を自宅に確保しておくことを
 ローリングストックと言います。
 日常生活の中に、非常備蓄を上手に組み込みましょう。

—対象品目の例—

- ペットボトルの水や飲み物、レトルト食品、
- インスタント食品、お菓子、乾麺、缶詰、乾物、漬物
- カセットコンロのボンベ、ウェットティッシュ、
- トイレトーパー、食品用ラップ、ビニール袋、
- 乾電池、使い捨てカイロ



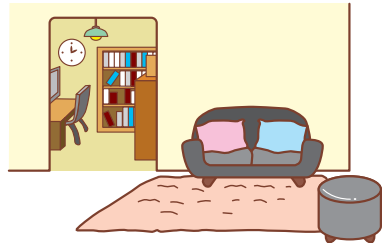
わが家の防災対策

家の中の安全対策

●事前に準備出来ているか、チェックしましょう。

！ 家の中に逃げ場としての安全な空間をつくる

部屋がいくつもある場合は、人の出入りが少ない部屋に家具をまとめて置く。無理な場合は、少しでも安全なスペースができるよう配置換える。



！ 寝室、子どもやお年寄りのいる部屋にはできるだけ家具を置かない

就寝中に地震に襲われると家具が倒れるおそれがあり危険。やむをえず置く場合は、なるべく背の低い家具にするとともに、寝ている場所に倒れないよう、また出入口をふさがないように、向きや配置を工夫する。



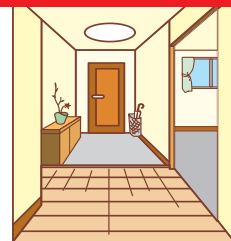
！ 家具の転倒を防ぐ

家具と壁や柱の間に遊びがあると倒れやすい。家具の下に小さな板などを差し込んで、壁や柱によりかかるように固定する。また、金具や固定器具を使って転倒防止策を万全に。



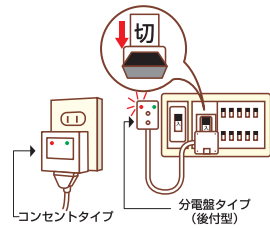
！ 安全に避難するため、出入口や通路にもものを置かない

玄関などの出入口までの通路に、家具など倒れやすいものを置かない。また、玄関にいろいろなものを置くと、いざというときに、出入口をふさいでしまうことも。



！ 電気火災発生の防止

地震による火災の原因の多くは電気に関連。電気ストーブや電気コンロの転倒や、停電復旧時の通電火災(破損した電気コードのショートによる出火など)がある。電気火災を防ぐためには、感震ブレーカーの設置が有効。



！ 手の届くところに防災品を備える

夜間就寝時、停電になると周囲の確認ができず危険。地震の場合はガラスが散乱したり、部屋に閉じ込められることもある。普段寝る場所から手の届くところに懐中電灯やスリッパ、ホイッスルを。

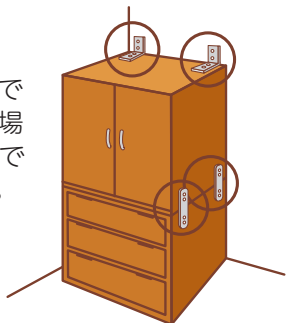


家具の転倒、落下を防ぐポイント

●事前に準備出来ているか、チェックしましょう。

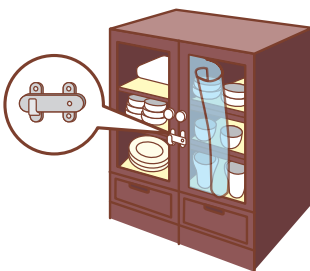
タンス・本棚

L字金具や支え棒などで固定する。二段重ねの場合はつなぎ目を金具でしっかり連結しておく。



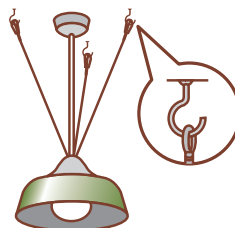
食器棚

L字金具などで固定し、棚板には滑りにくい材質のシートやふきんなどを敷く。重い食器は下の方に置く。扉が開かないように止め金具をつける。



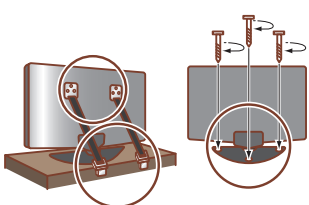
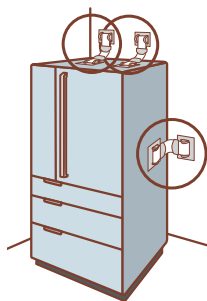
照明

チェーンと金具を使って数箇所止める。蛍光灯は蛍光管の両端を耐熱テープで止めておく。



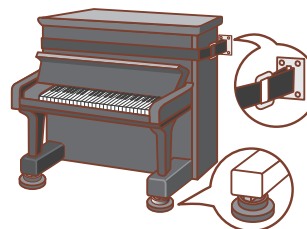
冷蔵庫

所定の取り付け場所(運搬用取っ手など)を転倒防止ベルトで壁や柱に固定する。



テレビ

テレビ台とテレビを直接固定するのが有効。脚などに専用の取り付け箇所がある場合はボルト等で取り付け、そうでないものは転倒防止ベルトなどで固定する。



ピアノ

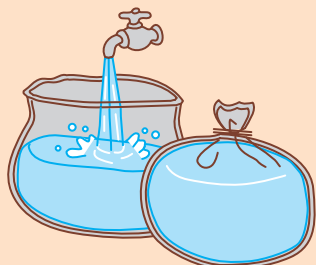
本体にナイロンテープなどを巻きつけ、取りつけた金具などで固定する。脚には、すべり止めをつける。

住宅の浸水被害を防ぐには

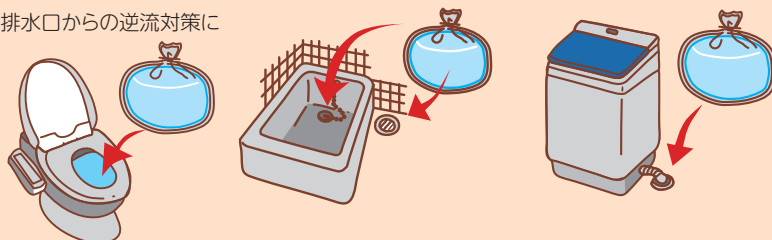
浸水深が小さいときは、家庭にあるものを使って、水の侵入口となるところを塞ぐことで水の侵入を減少させることができます。トイレなどの逆流防止にも有効です。*実施の際には避難の妨げにならないように気を付けてください。

「水のう」の作り方

40L程度のゴミ袋を二重にして半分程度の水を入れる
空気を抜いて口をしぼる



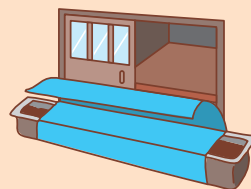
排水口からの逆流対策に



段ボール等に入れて並べる



長めの板状のものと組み合わせる止水板に



土を入れたプランターをレジャーシートなどで包むのも有効

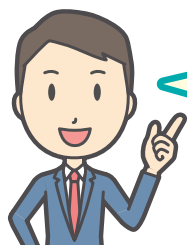
避難行動ガイド①

避難とは・・・

避難は、災害から命を守るための行動であり、避難行動には次のような方法があります。

<p>指定緊急避難場所・指定避難所への移動</p>	<p>警戒区域等内の自宅などから移動し、安全な場所への避難 (公園、親戚や友人の家など)</p>	<p>近隣の強固で高い建物などへの移動</p>	<p>建物内の安全な場所での待避 (家屋内への垂直避難) やむを得ず、家屋内に留まった場合、安全を確保する避難行動として、洪水対策では建物の2階以上の高いところへ、土砂災害対策では、斜面と反対方向の高い階への移動が有効です。</p>
<p>屋外が安全で移動できる状態のとき</p>			<p>屋外が危険な状態のとき</p>

住民の皆さまが、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、自主的な避難を行うために、北塩原村・国・福島県では防災情報を5段階の警戒レベルにより提供します。日頃からいざという時に備えて、災害時の取るべき行動の確認をお願いします。



それぞれの警戒レベルに相当する情報を、早めの避難行動の判断に役立ててください。村からの避難指示等の発令に留意するとともに、避難指示等が発令されていなくとも自ら避難の判断をしてください。警戒レベル5の状況では災害が発生して避難できなくなることから、警戒レベル3や4の段階で避難することが重要です。

水害・土砂災害について、村が出す避難情報を5段階に整理しました。

行動を促す情報	住民が取るべき行動	状況	警戒レベル
緊急安全確保※1	<p>命の危険 直ちに安全確保!</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 村が災害発生を把握していない場合もあり、必ず発令されるものではないことに留意する。 	災害発生 又は切迫	5
<p><警戒レベル4までに必ず避難!></p>			
避難指示	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常時持ち出し品をもって、立退き避難をする。 立退き避難することが、かえって危険と判断される場合は、屋内で安全を確保する。 	災害のおそれ高い	4
高齢者等避難	<p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 気象情報に注意を払い、立退き避難の必要について考える。 立退き避難が必要と判断する場合は、その準備と立退き避難をする。 要配慮者(障がい者や高齢者で避難行動が困難な人)は、この段階で立退き避難をする。 	災害のおそれあり	3
大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	自らの避難行動を確認	気象状況悪化	2
早期注意情報 (気象庁)	災害への心構えを高める	今後気象状況悪化のおそれ	1

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

避難指示などは、災害の種類ごとに避難行動が必要な地域を示して発令しますが、地域やご家庭などの事情によって、「避難指示」を待たずに避難が必要と考えられる場合は、「自主避難」をお願いします。

※「自主避難」とは・・・避難指示などを待たず、自主的に地区集会所、親戚や友人の家などの安全な場所へ避難することです。その際は、出来るだけ必要な食糧、飲物、日用品などを持参するようにしてください。

避難行動ガイド②

避難行動に関する行政発令の避難情報の種類と、住民の皆さまの対応

避難指示などは、災害の種類ごとに避難行動が必要な地域を示して発令しますが、地域やご家庭などの事情によって、「避難指示」を待たずに避難が必要と考えられる場合は、「**自主避難**」をお願いします。

区分	立退き避難など住民の皆さまの行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報に注意を払い、立退き避難の必要について考える。 ・立退き避難が必要と判断する場合は、その準備と立退き避難をする。 ・要配慮者(障がい者や高齢者で避難行動が困難な人)は、この段階で立退き避難をする。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時持ち出し品をもって、立退き避難をする。 ・立退き避難することが、かえって危険と判断される場合は、屋内で安全を確保する。
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・村が災害発生を把握していない場合もあり、必ず発令されるものではないことに留意する。

※「**自主避難**」とは、避難指示などを待たず、自主的に地区集会所、親戚や友人の家などの安全な場所へ避難することです。その際は、出来るだけ必要な食糧、飲物、日用品などを持参するようにしてください。

※雨が降り続いていたら、テレビ・ラジオ・スマートフォン・パソコンなどで最新の気象情報を入手しましょう。特に、河川氾濫の浸水想定区域や土砂災害警戒区域にお住まいの方は、自分で早めに判断し、「危ない!」と思ったら、直ちに危険な区域から離れる行動(**自主避難**)することが命を守ることになります。

自主防災組織

自主防災組織の活動内容

自主防災組織とは、自治会などの単位で結成されるもので、地域のみなさんが自主的に連携して防災活動を行う団体のことをいいます。災害による被害を最小限におさめるためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方が重要となります。

平常時

災害に備えるために、日頃から地域のみなさんに、防災知識・防災活動の必要性を理解してもらう活動を行います。

■地域内の安全点検

地域内の危険箇所や問題点を確認し改善します。

■防災知識の普及と啓発

地域住民に防災知識を広め、関心を持ってもらいます。

■防災訓練

災害に備え、消防署などの指導のもと訓練を行います。



災害時

人命を守り被害の拡大を防ぐために、地域のみなさんが協力して、火災の初期消火や負傷者等の救出・救護などを行います。

■初期消火

近隣の人と初期消火活動を行います。

■救出・救助

負傷者などの救出・救助や、応急手当を行います。

■避難誘導

避難経路の安全を確認し、住民を避難場所へ誘導します。

■情報の収集と伝達

防災関係機関と連絡を取り、情報を住民に伝達します。

■避難所の管理と運営

避難所を立ちあげ、運営に協力します。



要配慮者への協力

高齢者・乳幼児・傷病者・外国人の方々は、災害時の避難行動や言葉の理解などで大きなハンデを負うことになります。地域のみなさんは日頃からコミュニケーションをとりあって、災害時には相手に適した誘導方法で早めの避難ができるように協力しましょう。

■高齢者・乳幼児・傷病者・外国人の方には

高齢者や乳幼児は、手をつなぐ、背負うなどよりしっかり援護します。傷病者には複数の人で対応しましょう。

急を要するときは、ひも等を使って背負い、安全な場所へ避難しましょう。

外国人の方で言葉が通じない場合には、身振りを交えて誘導します。



■車椅子を利用する人には

車椅子を利用する人の場合は、必ず3人で協力し、階段を上がる時には前向きに、下がる時は後ろ向きにして、恐怖感を与えないように配慮しましょう。



■目の不自由な人には

まず、「お手伝いしましょうか」などの声をかけましょう。

話しかける相手の声が頼りなので、話すときは、はっきりゆっくり、大きな声で話し、誘導するときは、杖をもっていないほうのひじのあたりを軽く触れるか、腕をかして、半歩前くらいをゆっくり歩きましょう。



■耳の不自由な人には

話すときは、近くまで寄って相手にまっすぐ顔を向け、口を大きくはっきり動かしましょう。

口頭でわからないようであれば、紙とペンで筆談しましょう。

紙やペンがなければ、相手の手のひらに字を書いて筆談しましょう。



i 特別警報 をご存じですか？

特別警報は、大規模な災害の発生が切迫していることをお知らせする警報です。普段からの備えと早め早めの行動があなたや身近な人の命を守ります。

特別警報の発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	暴風が吹くと予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により 高潮になると予想される場合
高波浪	高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

表中の”数十年に一度”の現象に相当する降水量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表しています。

地震警報などを特別警報に位置づけます

現象の種類	基準
地震(地震動)	震度6弱以上の大きさの地震が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(噴火警戒レベル4以上)及び噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合(大津波警報を特別警報に位置づける)

特別警報が発表されたら

- ・尋常でない大雨や暴風等が予想されています。
- ・重大な災害が起こる可能性が非常に高まっています。
- ・ただちに身を守るために最善を尽くしてください。

命を守るために情報の収集に努めてください

特別警報は、自治体や報道機関を通じて伝えられます。テレビやインターネット、自治体から発信される情報の収集に努めてください。



※気象庁HPより一部を抜粋して掲載

「特別警報」については、気象庁HPに詳細が掲載されていますので、ご確認ください。

気象庁

〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4
電話:03-3212-8341 FAX:03-6689-2917 (耳の不自由な方向け)

気象庁ホームページ
<https://www.jma.go.jp>

特別警報について
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/>

令和8年5月下旬(予定)より気象の警報などが大きく変わります。詳しくは気象庁特設ページをご覧ください。
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/keiho-update2026/index.html>



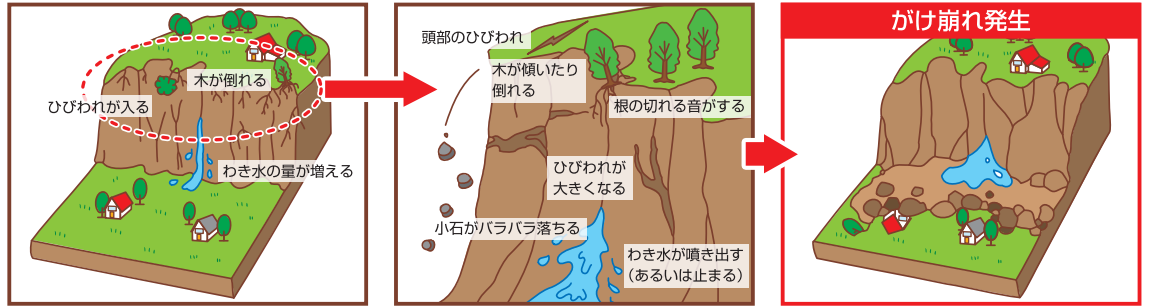


土砂災害について

土砂災害の種類

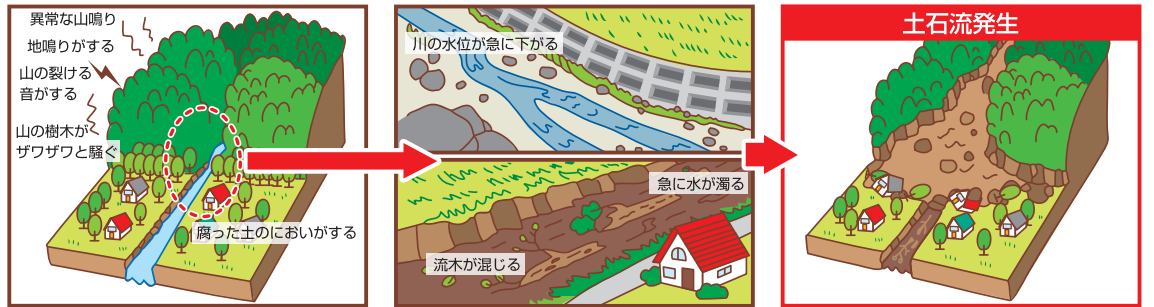
がけ崩れ

地面にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。がけ崩れは突然起きるため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く、被害者の割合も高くなっています。



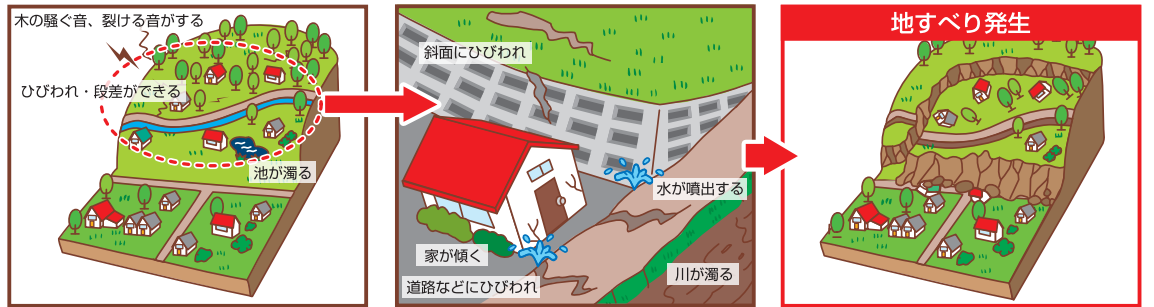
土石流

山腹・谷底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されることをいいます。その流れの速さは規模によって異なりますが、時速20~40kmという速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまいます。



地すべり

斜面の一部あるいは全部が、地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象のことをいいます。一般的に移動土塊量が大きいので、甚大な被害を及ぼします。また一旦動き出すと、これを完全に停止させることは非常に困難です。

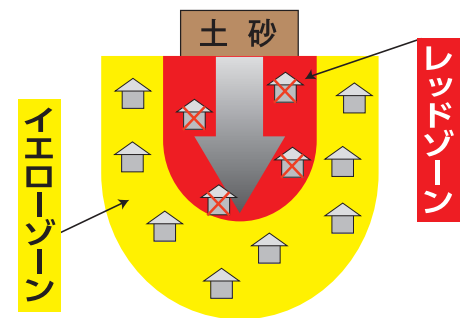


※上記は一般的な前兆現象です。すべての場合において必ず起きるといえるものではありません。ふだんと違い、少しでも身に危険を感じたら避難するようにしましょう。

土砂災害の警戒区域

土砂災害防止法に基づき、福島県は調査を実施し、土砂災害のおそれのある区域を以下の通り指定しています。

土砂災害 特別警戒区域(レッドゾーン)	建築物に破損が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域
土砂災害 警戒区域(イエローゾーン)	土砂災害のおそれがある区域
新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所	
福島県が国の土砂災害防止対策基本指針に基づき令和6年度に公表	
https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41045c/arata.html	



避難行動のポイント

土砂災害は突発性が高く、甚大な被害をもたらします。

上記の前兆現象は、経験則として土砂災害発生の前に感じられるものとして知られていますが、特に警戒区域内においては避難の猶予がほとんどないものと考え、「様子がおかしい」と感じたら、ただちに避難行動をとってください。

- 1 土砂災害警戒区域内、また指定が無くとも「谷の出口」や「がけの下」からは、いち早く退避する。
- 2 指定避難所までの移動が困難な際は、近隣の堅牢な建物の高層階へ避難する。
- 3 外出にも危険が伴う状況で、やむなく自宅に留まる場合は、2階以上の出来るだけ山側から離れた部屋に移動する。





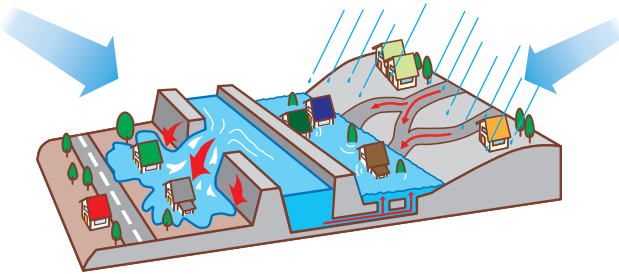
洪水・浸水害について

氾濫の種類

雨量の増加によってもたらされる氾濫には、川から水があふれたり堤防が決壊して起こる「外水氾濫」と、街中の排水が間に合わず、地下水路などからあふれ出す「内水氾濫」の2タイプがあります。

外水氾濫

大雨の水が川に集まり、川の水かさが増し堤防を超える、あるいは堤防を決壊させて川の水が外にあふれておきる洪水。氾濫が起きると一気に水かさが増すため、最大の注意が必要。



内水氾濫

その場所に降った雨水や、周りから流れ込んできた水がはけきれず溜まって起きる洪水。的確なタイミングで警報や避難指示を出すのが難しいため、注意が必要。

大雨注意報・警報の発表基準

大雨注意報

大雨によって災害が起こるおそれがあると予測される場合

- ・表面雨量指数(注1)8
- ・土壌雨量指数(注2)56

大雨警報

大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予測される場合

(浸水害)表面雨量指数12 (土砂災害)土壌雨量指数90

記録的短時間大雨情報 1時間に雨量100mm

上記に併せて、洪水注意報・洪水警報が発表されます。

注1 表面雨量指数：短時間の強い雨による浸水害の危険度の高まりを把握するための指数。降った雨が地中に浸み込まずに、地表面にどれだけ溜まっているかを指数化したもの。
注2 土壌雨量指数：大雨による土砂災害の危険度の高まりを把握するための指数。降った雨が土壌中にどれだけ溜まっているかを指数化したもの。

雨の強さと降り方

予報用語	1時間雨量(mm)	人の受けるイメージ	人への影響	屋内(木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
やや強い雨	10以上 20未満	ザーザーと降る。	地面からの跳ね返りで足元がぬれる。	雨の音で話し声が良く聞き取れない。	地面一面に水たまりができる。	—
強い雨	20以上 30未満	どしゃ降り。	傘をさしていてもぬれる。			ワイパーを速くしても見づらい。
激しい雨	30以上 50未満	バケツをひっくり返したように降る。		寝ている人の半数くらいが雨に気がつく。	道路が川ようになる。	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる。(ハイドロプレーニング現象)
非常に激しい雨	50以上 80未満	滝のように降る。(ゴーゴーと降り続く)	傘は全く役に立たなくなる。		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる。	車の運転は危険。
猛烈な雨	80以上	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる。				

集中豪雨

集中豪雨は、限られた地域に、突発的に短時間に集中して多量の雨が降ることで、「ゲリラ豪雨」とも言われています。発生の予測は困難で、中小河川の氾濫、土砂崩れ、がけ崩れなどによる大きな被害をもたらすことがありますので、気象情報に十分注意し、万全の対策をとることが必要です。

- ラジオやテレビなどの気象情報に注意する。
- 防災行政無線の放送や、ケーブルテレビの情報をよく確認する。
- 停電に備え懐中電灯や携帯ラジオを用意する。
- 非常時持出品を準備しておく。
- 早く帰宅し、家族と連絡を取り、非常時に備える。
- 飲料水や食料を数日分確保しておく。
- 浸水に備えて家財道具は高い場所へ移動する。
- 危険な地域では、いつでも避難できるよう準備をする。

つねに気象情報には、注意しておきましょう！



避難行動のポイント、危険な場所

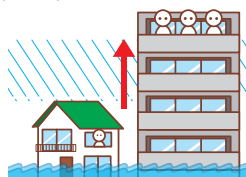
！ 浸水が始まる前に早めの避難を

氾濫水は勢いが強く、大人の膝程度の深さで歩行が困難となる。浸水してから自宅外への避難は危険。気象予報や河川洪水予報などの情報をもとに、身の危険を感じたら自主的に避難を開始する。



！ 状況に応じた避難を

周囲の状況が危険で避難場所まで移動できない場合は、自宅や近隣の頑丈な建物のできるだけ高い階に避難する。移動途中であっても、危険を感じた場合は、近隣の建物のできるだけ高い階に退避する。



！ 川や用水路に近づかない

降雨が続く不安に思っても、川や用水路、田畑の用水は見に行かない。やむを得ない場合は複数人で行動する。河川の様子の確認は、自治体などのライブカメラ情報を活用する。また、避難の途中でも増水した川の近くを通るのは避ける。



！ 落雷から身を守る

雷は場所を選ばず落ち、とくに、グラウンドやゴルフ場等の開けた場所や、山頂のような高い場所では人に落雷する可能性が高くなる。直撃の危険がある場合は、すぐに建築物や車へ避難することが大切。



(ページ内の図表は気象庁ホームページより抜粋、編集)



地震対策について

地震発生時の時間経過別行動マニュアル



！とにかく自分の身を守ろう！

地震だ！ まず身の安全

大きな揺れを感じたり、緊急地震速報を受けたら、姿勢を低くし、頭を守り、揺れがおさまるまで待ちましょう。



！しっかり火の始末で、火災防止！

大揺れがおさまった

台所やストーブなど火の始末をしましょう。避難の時は、電気のブレーカーを下ろし、ガスの元栓を閉めましょう。



！わが家の安全確認、確保！

火の始末のあと

家族の身の安全を確認、確保し、災害情報、避難情報を入手しましょう。また、避難可能な出口も確保しましょう。



！隣近所の安否確認、助け合い！

外に出たあと

家の家具の下敷きになった人の救出や、消火活動を隣近所で協力して行いましょう。



！2,3日は自分でしのぐ！

避難後、数日間

地震発生後の数日間は、水、食料に加え、電気などの供給が途絶えます。この間、日頃から、生活必需品(非常用品)を準備し、自分でしのげるようにしておきましょう。

屋内にいた場合

家の中

- 揺れを感じたら、身の安全を確保し、すばやく屋外の安全な場所へ避難する。
- 揺れがおさまったら火の確認はすみやかに(コンセントやガスの元栓の処置も忘れずに)。
- 乳幼児や病人、高齢者など要支援者の安全を確保する。
- 裸足で歩き回らない(ガラスの破片などでケガをする)。

商店・スーパー

- カバンなどで頭を保護し、ショーウィンドウや商品などから離れる。柱や壁ぎわに身を寄せ、係員の指示を聞き、落ち着いた行動をとる。

集合住宅

- ドアや窓を開けて避難口を確保する。
- 炎と煙に巻き込まれないように階段を使って避難する。



屋外にいた場合

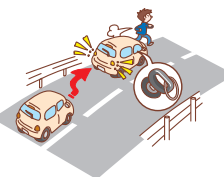
路上

- その場に立ち止まらず、窓ガラス、看板などの落下物から頭をカバンなどで保護して、空き地や公園などの安全な場所に避難する。
- 近くに空き地などが無いときは、周囲の状況を冷静に判断して、建物から離れた安全性の高い場所へ移動する。
- ブロック塀や自動販売機などには近づかない。
- 倒れそうな電柱や垂れ下がった電線に注意する。



車を運転中

- ハンドルをしっかりと握り、徐々にスピードを落とし、緊急車両等の通行スペースを確保し、道路の左側に止め、エンジンを切る。
- 揺れがおさまるまで冷静に周囲の状況を確認して、カーラジオで情報を収集する。
- 避難が必要な時は、キーはつけたまま、ドアロックもしない。車検証などの貴重品を忘れずに持ち出し、徒歩で避難する。



公共交通などの車内

- つり革や手すりに両手でしっかりつかまる。
- 途中で止まっても、非常コックを開けて勝手に車外に出たり、窓から飛び降りたりしない。
- 乗務員の指示に従って落ち着いた行動をとる。



雪害対策について



除雪作業のポイント

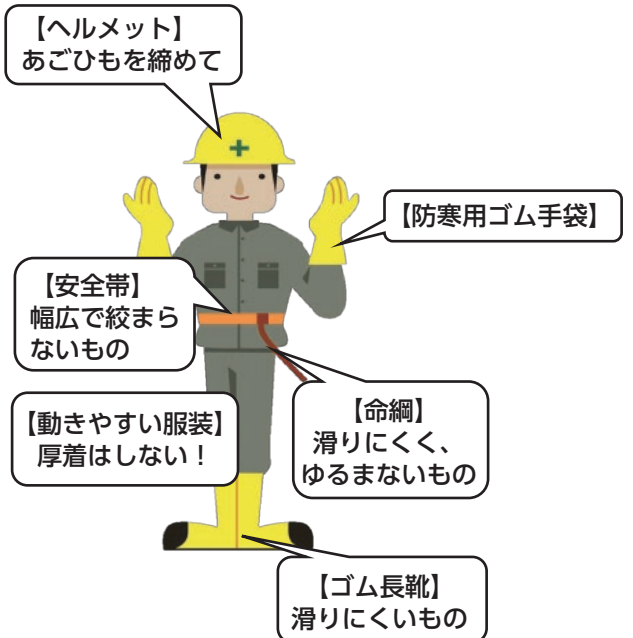
雪下ろし作業には命綱を使いましょう！

- 転落防止のために命綱を使いましょう。
- 命綱を固定するには、専用のアンカーを屋根に取り付ける、反対側の立ち木や家の柱に結ぶなど、状況に応じて工夫しましょう。



作業は必ず2人以上で行いましょう！

- 事故に備えて2人以上で作業をしましょう。
- やむを得ず1人で作業する場合は、家族やご近所に声をかけましょう。
- 携帯電話を持ちましょう。



足場はいつも注意！ はしごはしっかり固定しましょう

無理な作業はやめましょう！

- 体調の悪いときは無理をしないで休みましょう。
- 作業前に準備運動をしっかり行いましょう。
- 十分に休憩を取りながら、何回かに分けて作業をしましょう。

雪下ろしは安全な服装で！

- ヘルメットを正しく着用しましょう。
- 動きやすい服装にしましょう。
- 厚底の長靴は避けましょう。
- すべりにくい防寒性のゴム手袋がお勧めです。



雪害への備え

大雪の日は「外出しないこと」が身の安全を守るための最善の対策です。

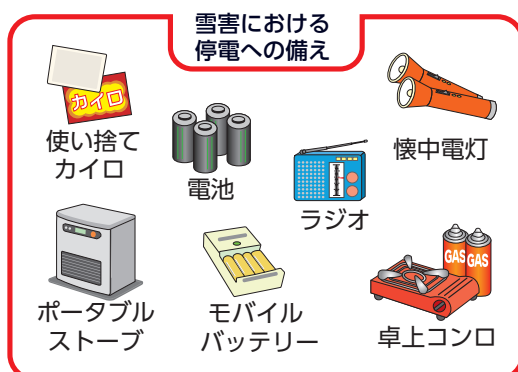
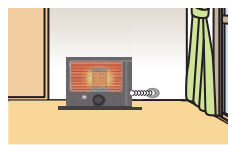
車を運転しているとき

見通しが悪い状況下では、追突事故を引き起こすおそれが高いため、ハザードランプを点灯し、ゆっくりと路肩に寄せる等無理に運転を続けないようにしましょう。



家の中ですぐすとき

F F式暖房機などを使用している場合、給排気口が雪でふさがれると一酸化炭素中毒を起こすおそれがありますので、定期的に給排気口を確認しましょう。



■大雪で車が立ち往生した時

車のエンジンから排出される排気ガスには、一酸化炭素が含まれています。大雪によって車が立ち往生した際、排気口（マフラー）が雪で埋もれてしまうと、排気ガスが床下などにたまり、ボディの隙間や外気導入口などから車室内に入り込む可能性が高まり一酸化炭素中毒を引き起こすリスクが非常に高くなるので、大雪で立ち往生した時には、こまめに除雪しましょう。

火災対策について

初期消火の3原則

1人で消せるだろうと考えず、隣近所に火事を知らせ、すみやかに119番通報を。初期消火で火事を消せなかったら、すばやく避難しましょう。

1 早く知らせる

- 「火事だ」と大声を出し、隣近所に援助を求める。声が出なければやかんなどを叩き、異変を知らせる。
- 小さな火でも119番に通報する。当事者は消火に当たり、近くの人に通報を頼む。

2 早く消火する

- 出火から3分以内が消火できる限度。
- 水や消火器だけで消そうと思わず、座布団で火を叩く、毛布で覆うなど手近のものを活用する。



◆火元別初期消火のコツ

油なべ

あわてて水をかけるのは厳禁。消火器がなければ濡らした大きめのタオルやシーツを手前からかけ、空気を遮断して消火する。

石油ストーブ

真上から一気に水をかけて消火(斜めにかけて石油が飛び散って危険)。石油が流れてひろがっていくようなら毛布などで覆い、その上から水をかけて消火する。

衣類

着衣に火がついたら転げまわって消すのも方法。髪の毛の場合なら衣類(化繊は避ける)やタオルなどを頭からかぶる。

風呂場

風呂場からの出火に気づいても、いきなり戸を開けるのは禁物。空気が室内に供給されて火勢が強まる危険がある。ガスの元栓を締め、徐々に戸を開けて一気に消火する。

電気製品

いきなり水をかけると感電の危険が。まずコードをコンセントから抜いて(できればブレーカーも切る)消火する。

カーテン・ふすま

カーテンやふすまなどの立ち上がり面に火が燃え広がったら、もう余裕はない。引きちぎり蹴り倒して火元を天井から遠ざけた上で消火する。

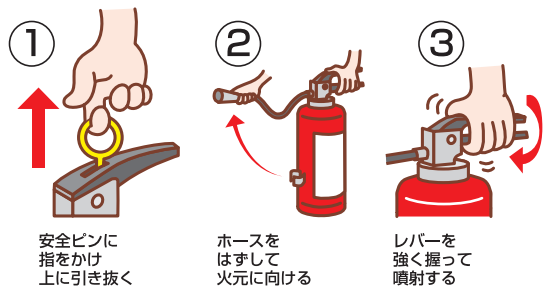
3 早く逃げる

- 天井に火が燃え移った場合は、消火の限界。速やかに避難する。
- 避難するときは、燃えている部屋の窓やドアを閉めて空気を絶つ。
- 一酸化炭素などの有毒ガスを含んだ煙を吸い込まないように低い姿勢でマスク・タオル等で口をふさいで逃げる。



消火器の使い方

粉末・強化液消火器の場合



◆消火器のかまえ方

- 風上に回り風上から消す。火災にはまともに正面から立ち向かわないように。
- やや腰を落して姿勢をなるべく低く。熱や煙を避けるように構える。
- 燃え上がる炎や煙にまどわされずに燃えているものにノズルを向け、火の根元を掃くように左右に振る。



◆火災予防が一番!!

消防法の改正により、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

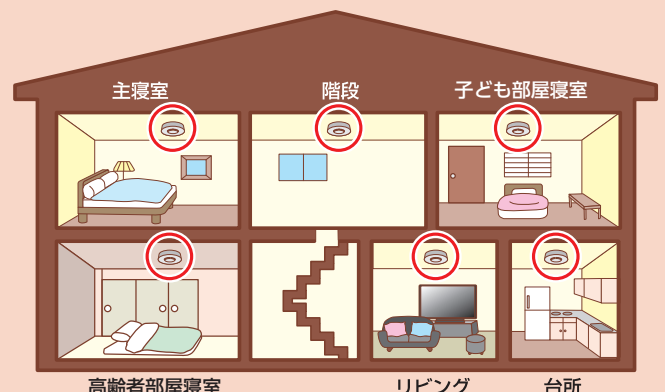
火災による死傷者を無くすためにも設置しましょう。

住宅用火災警報器は、「煙式」と「熱式」の2種類があります。火災発生時、まず最初に発生するのは「煙」です。ある程度部屋の温度が上がらなると鳴らない熱式よりも、煙が発生した時点である煙式のほうがいち早く火災の発生を知ることができます。このことから、寝室にも台所にも煙式を推奨しています。

住宅用火災警報器の設置場所

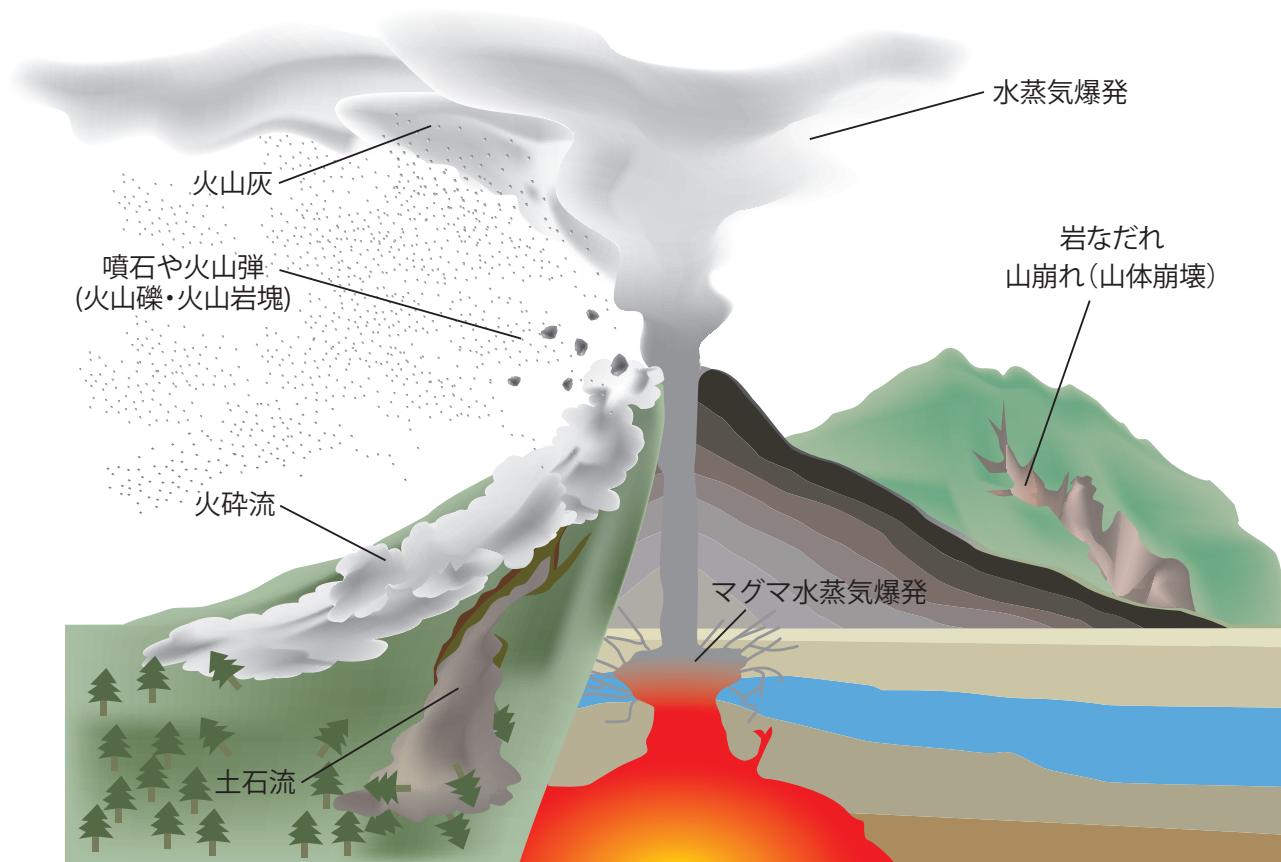
- 寝室…すべての寝室(子ども部屋や高齢者の部屋など就寝に使われている場合は対象となります)への設置が必要です。
- 階段…寝室のある階の階段の天井などへの設置が必要です。
- 台所…台所、リビングへの設置もお勧めします(任意設置)。

注意：種類によって異なりますが、住宅用火災警報器の交換時期は、おおむね10年です。早めの交換をお願いします。



磐梯山における火山災害

噴火による主な災害



各災害の特徴

1. 火山灰

火山の噴火により、火口から吹き上げられるマグマや岩石の破片です。その中で最も小さなものを火山灰と言い、大きさは直径2mm以下です。1888年の磐梯山の噴火では、南東100kmのいわき市まで運ばれました。火山灰は火口近くでは厚く積もり、森林や農地、建物を覆ってしまいます。火山灰を顕微鏡で見ると非常にとげとげしています。そのため、眼を傷つけることがあり、吸い込むと肺などの呼吸器系に健康被害をもたらします。

2. 噴石

気象庁では、噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒・注意すべき大きさの岩石を噴石と呼んでいます。火山に関する情報では、防災上の観点から、「大きな噴石」および「小さな噴石」に区分して使用します。「大きな噴石」は概ね20～30cm以上を指し、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散します。それより小さいものを「小さな噴石」と呼び、特に火口付近では、弾道を描いて飛散し、登山者等が死傷することがあります。

3. 火砕流・火砕サージ

高温の火山噴出物(溶岩のかけらや火山灰)がガスと混じって、高速で流れ下る現象で、火山噴火の中で最も恐ろしい現象です。100km以上のスピードで流下するため、巻き込まれた場合、人間は助かりません。火砕流のうち、火山ガス成分が多く、流れながら周囲に広がりやすい部分を火砕サージと言います。水蒸気噴火でも火砕サージは発生します。

4. 土石流・火山泥流

雨や川の水が土砂と混じって流れ下る現象です。噴火によって斜面に火山灰などが堆積している場合、少量の雨でも土石流が発生する場合があります。この中でも細かい土砂を含んだ泥のような流れを泥流と言います。磐梯山のように冬にたくさん雪が積もる火山の場合、噴火に伴いその雪が溶けて融雪泥流となり、より広範囲に広がり被害を拡大させます。そのため季節により被害が異なります。

5. 溶岩流

マグマが地表に噴出したものを溶岩と言い、それらが地表を流れ下る現象のことです。温度が千度前後あるため、溶岩が流れたところはすべて燃やされてしまいます。日本では伊豆大島や三宅島でこの溶岩が流れる噴火が発生します。

6. 岩なだれ(岩屑なだれ)

火山の噴火や地震によって引き起こされる大規模な山くずれを山体崩壊と言いますが、これにより大量の土砂が流れ下る現象を岩なだれと言います。火山の噴火現象の中では最も発生頻度の低い現象ですが、一度発生すると甚大な災害になることが多いです。1888年の磐梯山では、水蒸気噴火が引き金となり岩なだれが発生させました。1792年の雲仙岳眉山では、地震が引き金となり東側に流れ下って有明海に突入して津波を発生させ、1万5千人が犠牲となりました。

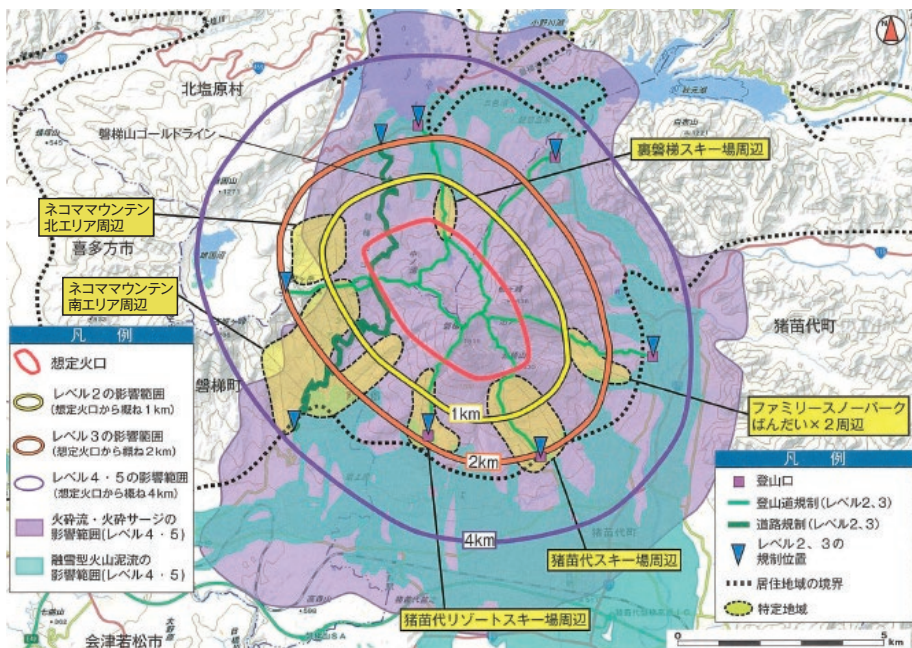
7. 火山ガス

地下のマグマには多くのガスが溶け込んでいます。噴火しない場合でも、火山ガスだけが噴出する場合があります。温泉地などでもよく発生しています。火山ガスには多くの種類がありますが、人が犠牲となるようなガスは3種類で、硫化水素(H₂S)、二酸化硫黄(SO₂)、二酸化炭素(CO₂)です。この中でも日本において多くの犠牲者を出すのは硫化水素です。このガスは卵が腐ったような臭いを発生させますが、高濃度になると人間の嗅覚ではその臭いを感じ取ることができません。1997年の安達太良山では登山客が4人死亡し、2023年の沼尻温泉の源泉では、観光客が入り込み1人死亡し、2025年には高湯温泉の源泉で、温泉を管理する人が3人死亡しています。

磐梯山の噴火警戒レベル

規制範囲と噴火警戒レベル

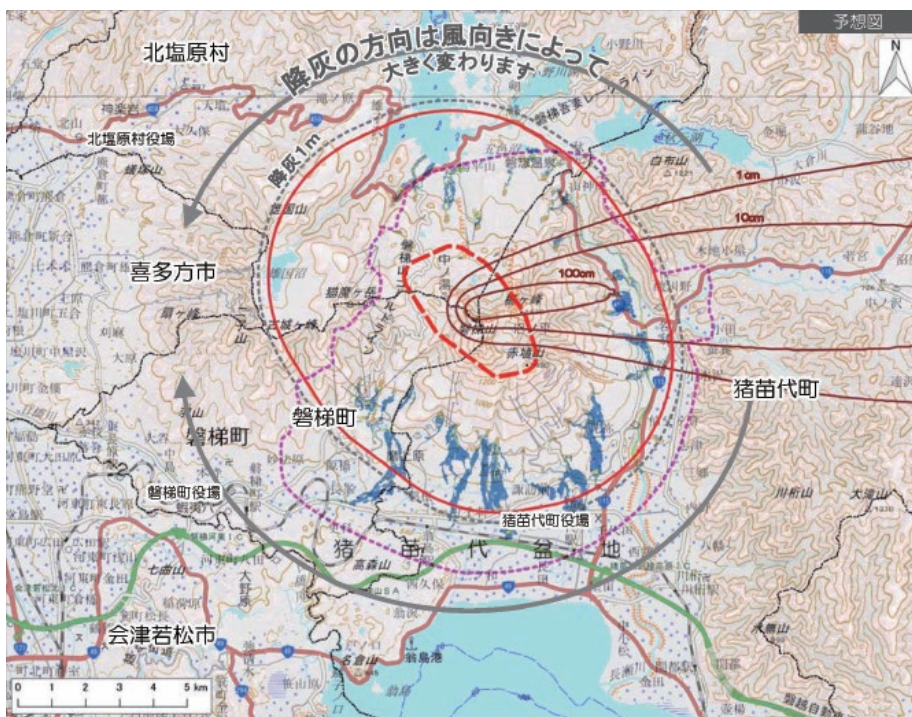
[規制範囲]



[噴火警戒レベル]

レベル5 (避難) ※影響範囲は 〇 内	危険な居住地域からの避難等。
レベル4 (避難準備) ※影響範囲は 〇 内	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。要配慮者及び特定地域の避難等が必要。
レベル3 (入山規制) ※影響範囲は 〇 内	登山禁止・入山規制など危険な地域への立入規制等。状況に応じて特定地域への避難、要配慮者の避難準備等が必要。
レベル2 (火口周辺規制) ※影響範囲は 〇 内	火口周辺への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難等が必要。
レベル1 (活火山であることに留意)	状況に応じて火口内への立入規制、特定地域の避難準備等が必要。

[水蒸気噴火ハザードマップ] (マグマ噴火に比べ発生頻度は多い)



磐梯山の過去の噴火の特徴から、3つの噴火形態を設定しました。各噴火形態の発生頻度、噴火規模、発生する現象は次の通りです。

噴火形態	小規模水蒸気噴火	水蒸気噴火	マグマ噴火
噴火形態			
発生頻度	過去1万年以内に多数発生	過去1万年以内に8回発生	過去1万年以内に1回発生
想定規模	100m ³ (御嶽山2014年噴火と同程度)	3000万m ³ (磐梯山1888年噴火と同程度)	3000万m ³ (磐梯山1888年噴火と同程度)
発生現象	<ul style="list-style-type: none"> 大きな噴石 降灰・小さな噴石 降灰後の土石流 火口噴出型泥流 	<ul style="list-style-type: none"> 大きな噴石 降灰・小さな噴石 火砕サージ 降灰後の土石流 火口噴出型泥流 	<ul style="list-style-type: none"> 大きな噴石 降灰・小さな噴石 火砕サージ 融雪型火山泥流 (冬季限定) 降灰後の土石流 火口噴出型泥流

火山災害から身を守るために

活火山は福島県には5つあり、その中の3つ(磐梯山・吾妻山・安達太良山)が常時観測火山で、気象庁は24時間体制で監視観測をしています。

しかし、ここ100年間では、この3つの活火山で噴火をしているのは、吾妻山の1950年と1977年の2回だけで、どちらも小規模で人的被害は発生していません。

そのため、福島県民の火山に対する防災意識は低いのが現状です。

そこで、火山に対する理解を深めることが、次の噴火の備えとして重要です。

まず、磐梯山の火山防災マップを学ぶことから始めましょう。

① 火口の場合

磐梯山では、過去1万年間で北は銅沼周辺から南は赤埴山周辺まで様々な場所から噴火をしています。想定火口範囲という図が示されていますので、どこから噴火が発生するかを事前に知っておいてください。

② 噴火の形態・発生頻度

噴火の形態には3種類があり、a. 小規模な水蒸気噴火とb. 水蒸気噴火とc. マグマ噴火です。aは過去1万年間で多数発生し、bは過去1万年間で8回発生、cは過去1万年で1回発生。つまり、規模の大きな噴火はめったに発生しませんが、発生すると甚大な被害につながります。水蒸気噴火に比べて、マグマ噴火は高温のため、冬に発生すると大量の雪を解かず融雪泥流となり、より広範囲に被害が及びます。

③ 1888年の噴火

この噴火は、水蒸気噴火が引き金となり、小磐梯が山体崩壊をし、岩なだれとなり麓を襲い、477人が犠牲となりました。しかし、この岩なだれは数千年から1万年に1回程度発生する現象です。ですから、次の噴火は岩なだれの可能性は低いです。



避難所・避難場所・AED・Wi-Fi設置一覧

令和8年3月現在

No.	施設名	所在地	掲載頁	指定緊急避難場所	避難場所	指定避難所	自主・補完避難所	災害への対応力						AED	Wi-Fi (公衆無線LAN)
								洪水	内水	大規模な火事	土砂災害	地震	火山		
1	北塩原村民体育館	北山字村東 150	P29	●		★		○	○	○	○	○	○	●	●
2	北塩原村コミュニティセンター (役場本庁)	北山字姥ヶ作 3151	P29	●		●		○	○	○	○	○	○	●	●
3	さくら幼稚園	北山字北畑 4293	P29	●		●		○	○	○	○	○	○	●	
4	さくら小学校	北山字北畑 4275	P29	●		●		○	○	○	○	○	○	●	
5	さくら小学校校庭	北山字北畑 4275	P29	●	●			○	○	○	○	○	○		
6	第一中学校	北山字上ノ台 2850	P29	●		●		○	○	○	○	○	○	●	
7	第一中学校校庭	北山字上ノ台 2850	P29	●	●			○	○	○	○	○	○		
8	北塩原構造改善センター	北山字村ノ内 4147	P29	●			●	○	○	○	○	○	○	●	
9	北塩原村民運動場	北山字村東 150	P29	●	●			○	○	○	○	○	○		
10	谷地集会所	北山字橋本 206	P29	●			●	○	○	○	○	○	○		
11	下吉集会所	下吉字吉村 1341	P29	●			●	○	○	○	○	○	○		
12	関屋集会所	関屋字大道西 4	P29	●			●	○	○	○	×	○	○		
13	樟集会所	関屋字街道西 1094-2	P29	●			●	○	○	○	○	○	○		
14	松陽台集会所	北山字松陽台 11-20	P29	●			●	○	○	○	○	○	○		
15	グループホームさくら	下吉字堂ノ下 2	P29	●		☆		○	○	○	○	○	○	●	
16	グループホームラポール	北山字地藏堂 2904	P29	●		☆		○	○	○	○	○	○	●	
17	北塩原村活性化センター	大塩字上六郎屋敷 2160	P24	●		★		○	○	○	×	○	○	●	●
18	北塩原村生涯学習センター	大塩字下六郎屋敷 2134	P24	●		●		○	○	○	×	○	○	●	●
19	北塩原村生涯学習センター前グラウンド	大塩字下六郎屋敷 2134	P24	●	●			○	○	○	×	○	○		
20	大塩集会所	大塩字大塩 4436	P24	●			●	○	○	○	×	○	○		
21	大久保集会所	大塩字大久保 2943	P30	●			●	○	○	○	×	○	○		
22	下川前集会所	大塩字水上 8213-1	P24	●			●	○	○	○	×	○	○		
23	上川前集会所	大塩字寺ノ下 409	P24	●			●	○	○	○	○	○	○		
24	北塩原村保健センター	大塩字堀田山 8518-93	P31	●		●		○	○	○	○	○	○	●	
25	北塩原村デイサービスセンター	大塩字堀田山 8518-93	P31	●		●		○	○	○	○	○	○	●	
26	いこいの森グリーンフィールド	大塩字手代森 8512	P31	●	●			○	○	○	○	○	○		
27	桧原湖セミナーハウス	桧原字水梨原 1137-3	P20	●		★		○	○	○	○	○	○		
28	桧原多目的集会所	桧原字道前原 1131-54	P20	●			●	○	○	○	○	○	○		
29	生きがい学習施設 (金山集会所)	桧原字無縁原 1031-89	P20	●			●	○	○	○	○	○	○		
30	北塩原村生活改善センター (早稲沢)	桧原字早稲沢 527-8	P20・21	●		●		○	○	○	○	○	○		●
31	早稲沢集会所	桧原字墓下 610-60	P20・21	●			●	○	○	○	○	○	○		
32	スポーツパーク桧原湖	桧原字早稲沢 527-128	P21	●	●			○	○	○	○	○	○	●	

No.	施設名	所在地	掲載頁	指定緊急避難場所	避難場所	指定避難所	自主・補完避難所	災害への対応力						AED	Wifi (公衆無線LAN)
								洪水	内水	大規模な火事	土砂災害	地震	火山		
33	北塩原村自然環境活用センター	桧原字剣ヶ峯 1093-732	P33	●		★		○	○	○	○	○	×	●	●
34	剣ヶ峯集会所 (裏磐梯合同庁舎)	桧原字剣ヶ峯 1093	P33	●		●		○	○	○	○	○	×		●
35	裏磐梯幼稚園	桧原字剣ヶ峯 1093-732	P33	●		●		○	○	○	○	○	×	●	
36	裏磐梯小学校	桧原字剣ヶ峯 1093-732	P33	●		●		○	○	○	○	○	×	●	
37	裏磐梯小学校校庭	桧原字剣ヶ峯 1093-732	P33	●	●			○	○	○	○	○	×		
38	裏磐梯中学校	桧原字剣ヶ峯 1093-732	P33	●		●		○	○	○	○	○	×	●	
39	裏磐梯中学校校庭	桧原字剣ヶ峯 1093-732	P33	●	●			○	○	○	○	○	×		
40	裏磐梯物産館	桧原字湯平山 1171-9	P32・33	●		●		○	○	○	○	○	×	●	●
41	曾原狐鷹森生活改善センター	桧原字曾原山 1096-168	P27	●			●	○	○	○	○	○	○		
42	蛇平集会所	桧原字蛇平原山 1074-527	P33	●			●	○	○	○	○	○	×		
43	秋元集会所	桧原字大府平 1073-291	P34	●			●	○	○	○	○	○	×		
44	小野川集会所	桧原字小野川 1082-12	P28	●			●	○	○	○	○	○	○		
45	長峯交流センター (長峯集会所)	桧原字雄子沢原 1070-29	P32	●			●	○	○	○	○	○	○		
46	道の駅裏磐梯	桧原字南黄連沢山 1157	P26・32	●		●		○	○	○	○	○	○	●	●

★基幹指定避難所と指定避難所を兼ねる。 ☆福祉避難所と指定避難所を兼ねる。
 ※避難所は、災害の規模や状況に応じて開設いたします。防災無線・ホームページ等でお知らせします。

避難場所・避難所とは？



指定緊急避難場所

災害等による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として、緊急に避難する際の避難先。

避難場所

災害発生後の一時避難場所として、学校のグラウンド・公園・公共施設などを指定しています。

基幹指定避難所

大規模災害時に周辺の避難所をすべて一律に開設することが困難なため、設備・収容人員・物資保管等の観点から指定避難所のうち優先して開設する避難所。

指定避難所

災害による家屋の倒壊などで、居住場所を確保できなかった人たちの収容保護を目的として、物資の運搬・集積・炊事・宿泊などの利便性を考慮したうえで、学校・公民館・公共建築物などを指定しています。

福祉避難所

避難生活が困難な高齢者や障がい者、妊婦など、その他特に配慮を要する方のための避難所として指定しています。

自主・補完避難所

地域住民が主となり開設し、自主避難を希望される方を対象に一時的に開設します。指定避難所等が飽和状態の場合は、避難所(補完)として開設します。



避難行動判定フロー

台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に
確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクととるべき行動を確認しましょう。

避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は？ **必ず取組みましょう**

ハザードマップ*で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色するなどして表示した地図です。着色されていないところや線で囲われていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていたり、線で囲われていたりしますか？

いいえ

色が塗られていなかったり、線で囲われていなくても、周り比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、村からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、原則として*、自宅の外に避難が必要です。

例外

※浸水の危険があっても、
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である
②浸水する深さよりも高いところにいる
③浸水しても水がひくまで、水・食料などの備えが十分にある場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

警戒レベル3が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル3が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

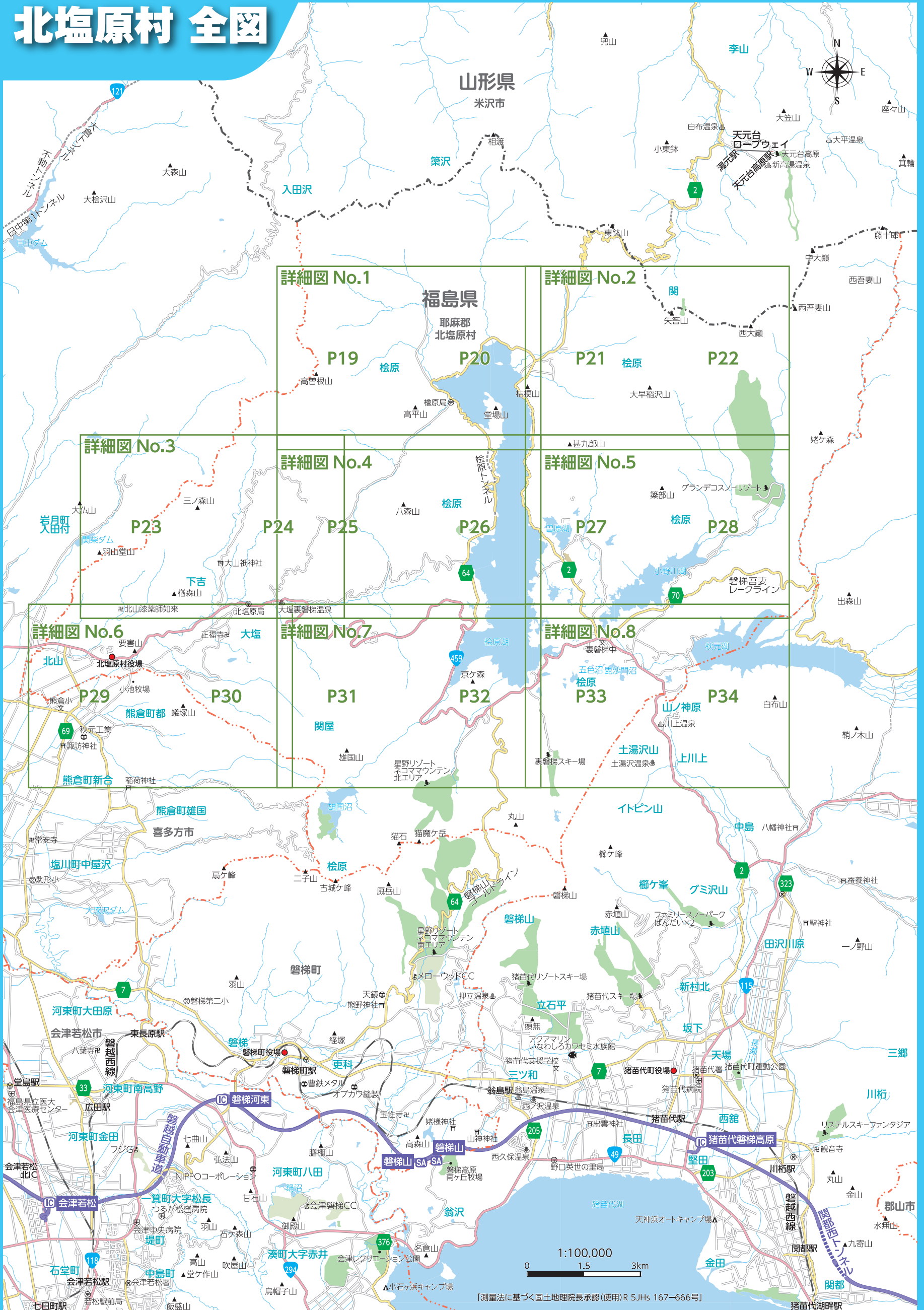
はい

いいえ

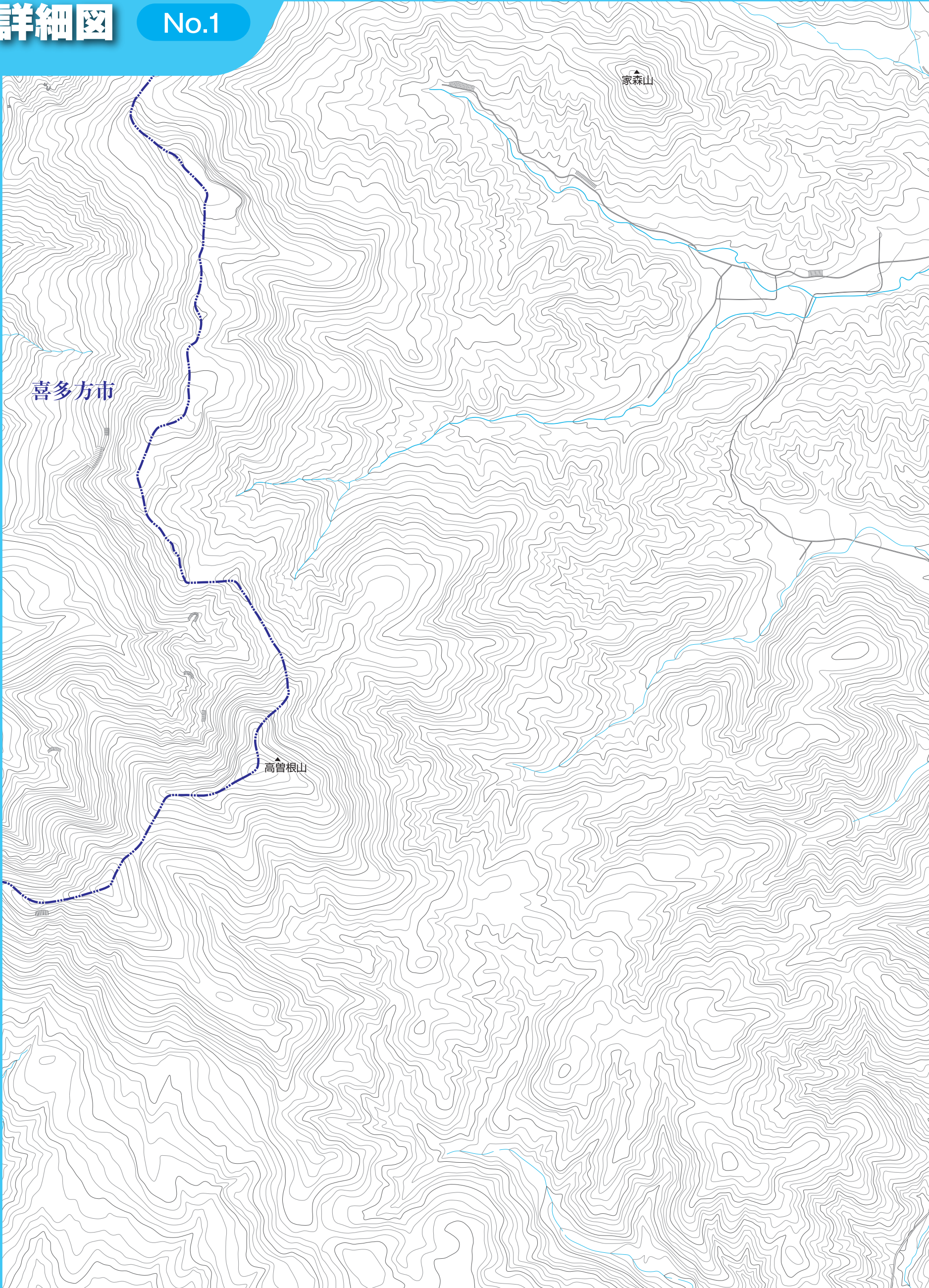
警戒レベル4が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

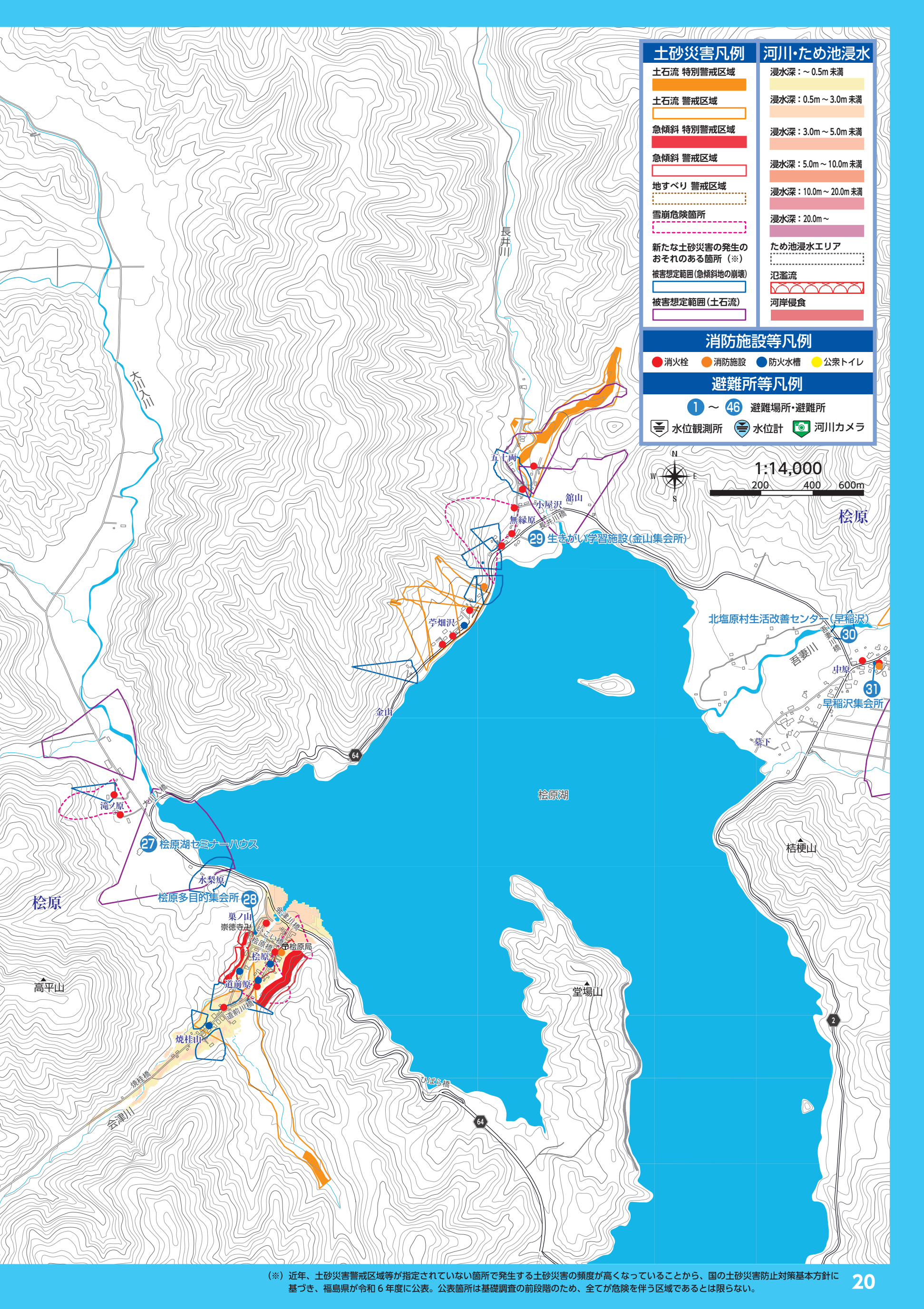
警戒レベル4が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

北塩原村 全図



「測量法に基づく国土院院長承認(使用)R 5JHs 167-666号」





土砂災害凡例		河川・ため池浸水	
土石流 特別警戒区域		浸水深：～0.5m未滿	
土石流 警戒区域		浸水深：0.5m～3.0m未滿	
急傾斜 特別警戒区域		浸水深：3.0m～5.0m未滿	
急傾斜 警戒区域		浸水深：5.0m～10.0m未滿	
地すべり 警戒区域		浸水深：10.0m～20.0m未滿	
雪崩危険箇所		浸水深：20.0m～	
新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所（※）		ため池浸水エリア	
被害想定範囲（急傾斜地の崩壊）		氾濫流	
被害想定範囲（土石流）		河岸侵食	

消防施設等凡例			
	消火栓		消防施設
	防火水槽		公衆トイレ

避難所等凡例	
	1～46 避難場所・避難所
	水位観測所
	水位計
	河川カメラ

1:14,000
 200 400 600m

（※）近年、土砂災害警戒区域等が指定されていない箇所が発生する土砂災害の頻度が高くなっていることから、国の土砂災害防止対策基本方針に基づき、福島県が令和6年度に公表。公表箇所は基礎調査の前段階のため、全てが危険を伴う区域であるとは限らない。

山形県
米沢市

関

矢筈山

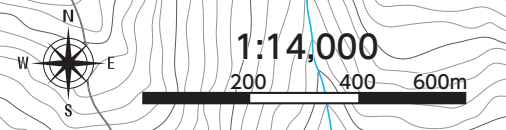
西大瀨

松原

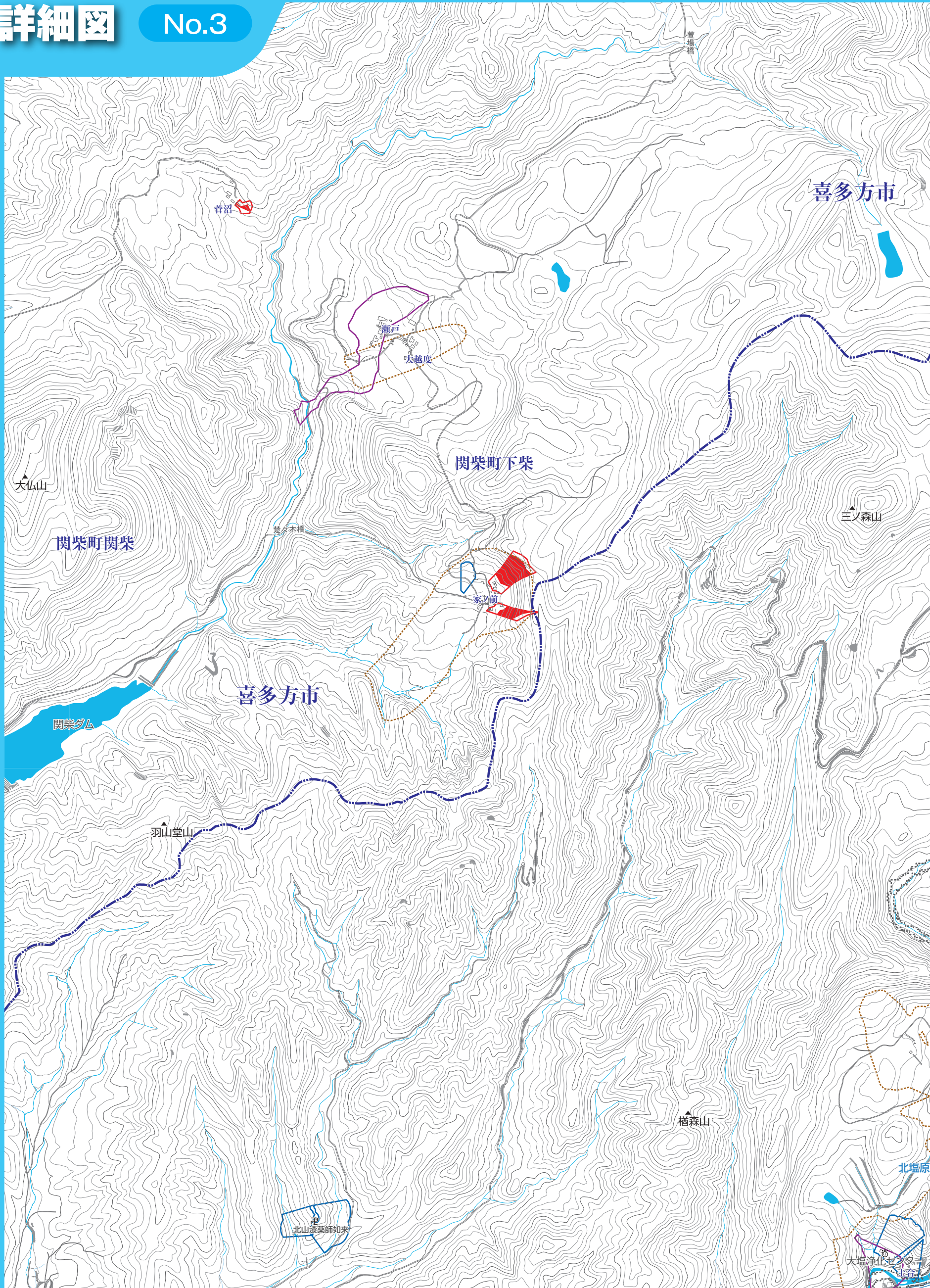
土砂災害凡例		河川・ため池浸水	
土石流 特別警戒区域		浸水深：～0.5m 未満	
土石流 警戒区域		浸水深：0.5m～3.0m 未満	
急傾斜 特別警戒区域		浸水深：3.0m～5.0m 未満	
急傾斜 警戒区域		浸水深：5.0m～10.0m 未満	
地すべり 警戒区域		浸水深：10.0m～20.0m 未満	
雪崩危険箇所		浸水深：20.0m～	
新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所（※）		ため池浸水エリア	
被害想定範囲（急傾斜地の崩壊）		氾濫流	
被害想定範囲（土石流）		河岸侵食	

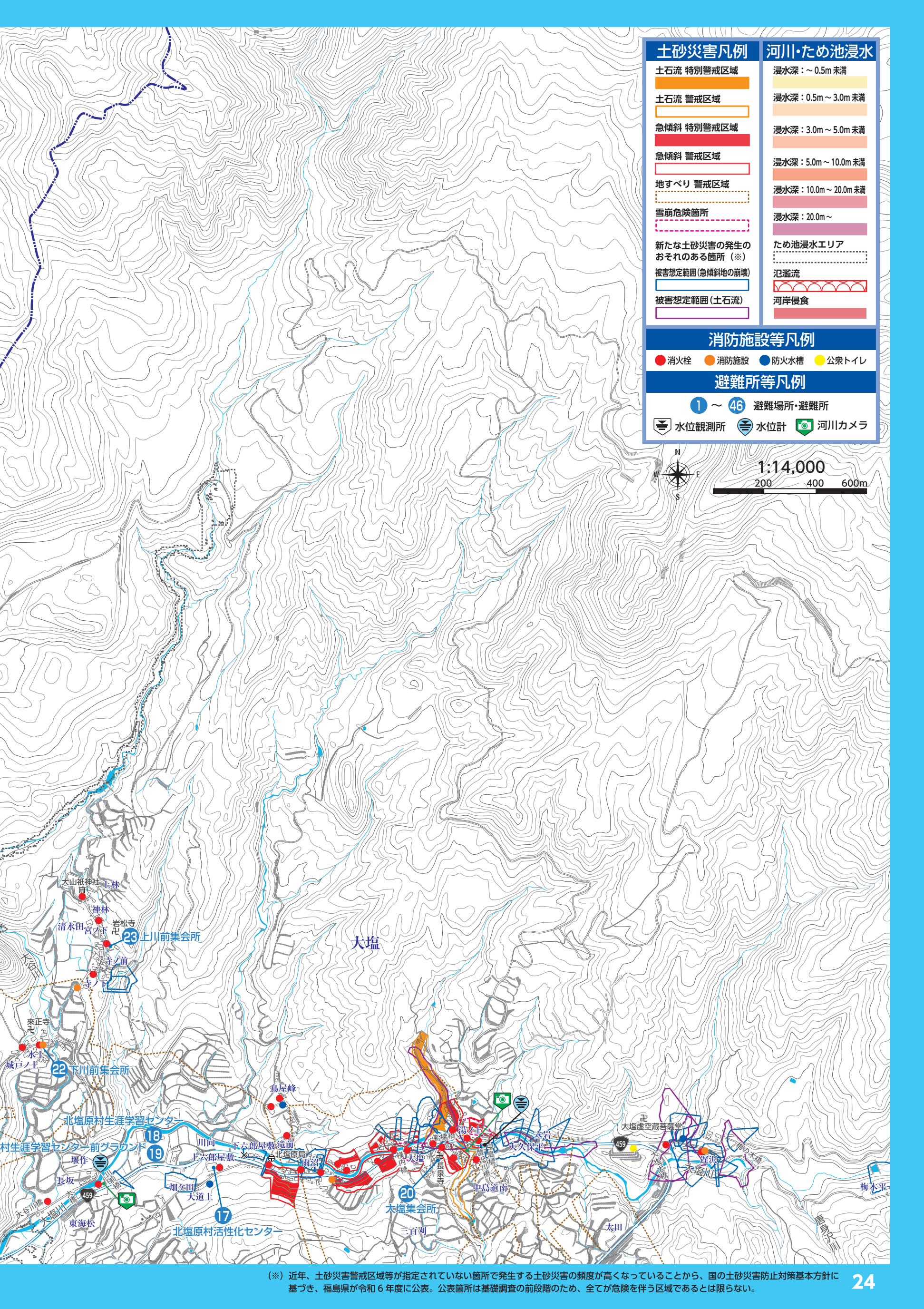
消防施設等凡例			
消火栓	消防施設	防火水槽	公衆トイレ

避難所等凡例	
1	46 避難場所・避難所
水位観測所	水位計
	河川カメラ



（※）近年、土砂災害警戒区域等が指定されていない箇所が発生する土砂災害の頻度が高くなっていることから、国の土砂災害防止対策基本方針に基づき、福島県が令和6年度に公表。公表箇所は基礎調査の前段階のため、全てが危険を伴う区域であるとは限らない。

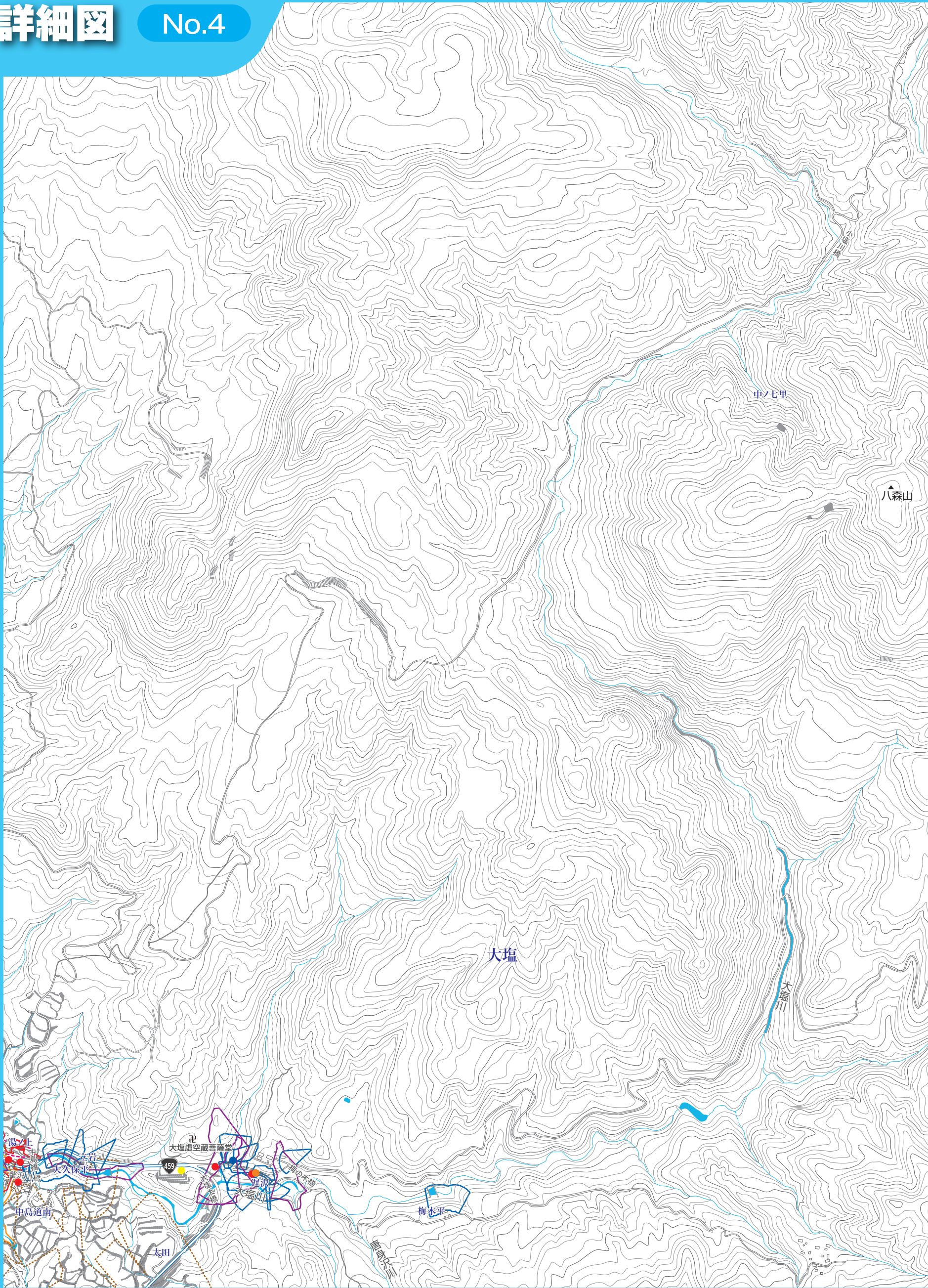


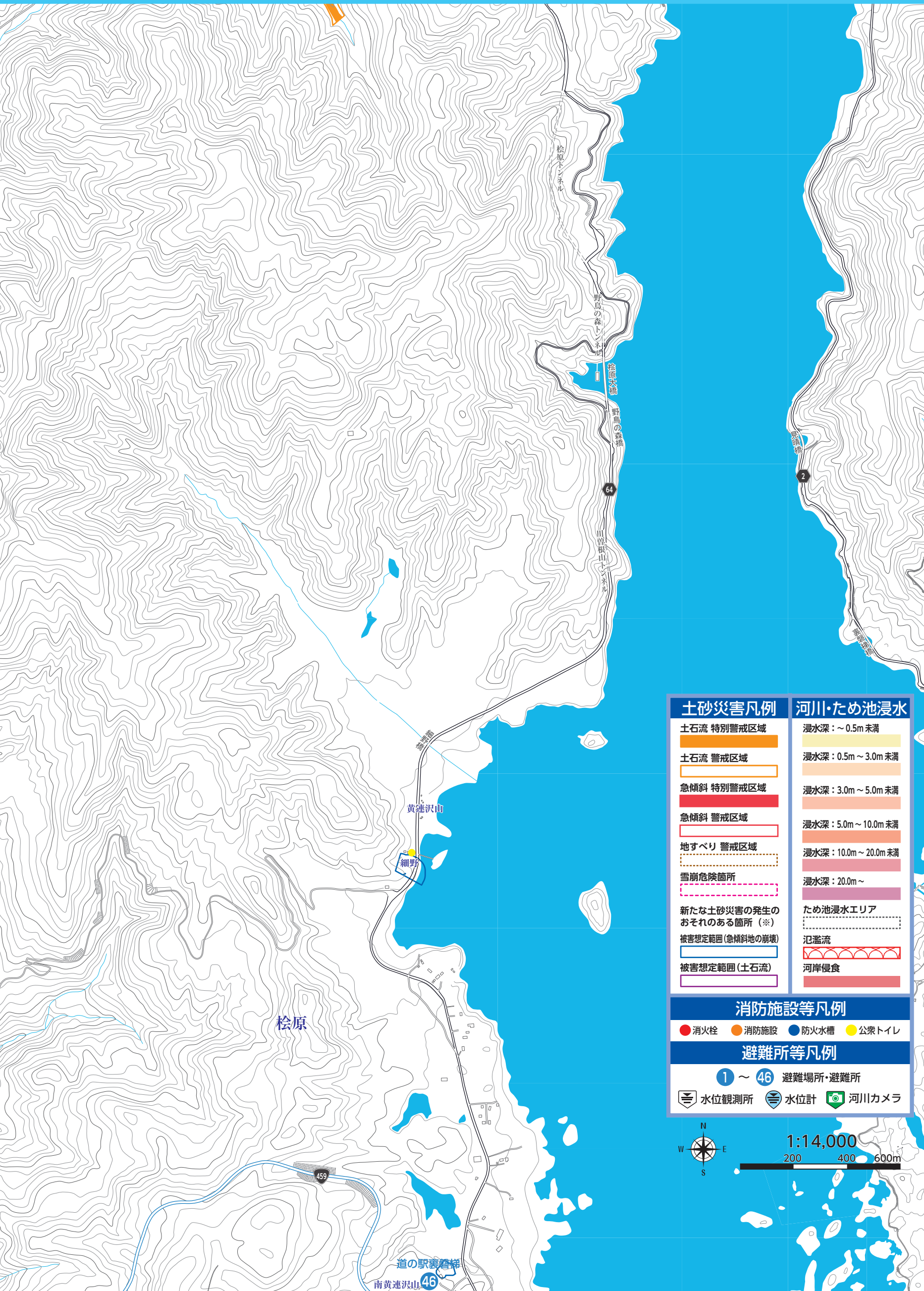


土砂災害凡例		河川・ため池浸水	
土石流 特別警戒区域		浸水深：～0.5m 未満	
土石流 警戒区域		浸水深：0.5m～3.0m 未満	
急傾斜 特別警戒区域		浸水深：3.0m～5.0m 未満	
急傾斜 警戒区域		浸水深：5.0m～10.0m 未満	
地すべり 警戒区域		浸水深：10.0m～20.0m 未満	
雪崩危険箇所		浸水深：20.0m～	
新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所（※）		ため池浸水エリア	
被害想定範囲（急傾斜地の崩壊）		氾濫流	
被害想定範囲（土石流）		河岸侵食	
消防施設等凡例			
消火栓	消防施設	防火水槽	公衆トイレ
避難所等凡例			
①～④⑥ 避難場所・避難所			
水位観測所	水位計	河川カメラ	



（※）近年、土砂災害警戒区域等が指定されていない箇所が発生する土砂災害の頻度が高くなっていることから、国の土砂災害防止対策基本方針に基づき、福島県が令和6年度に公表。公表箇所は基礎調査の前段階のため、全てが危険を伴う区域であるとは限らない。

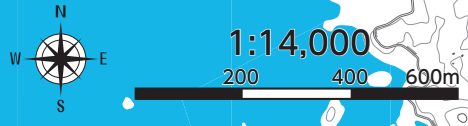




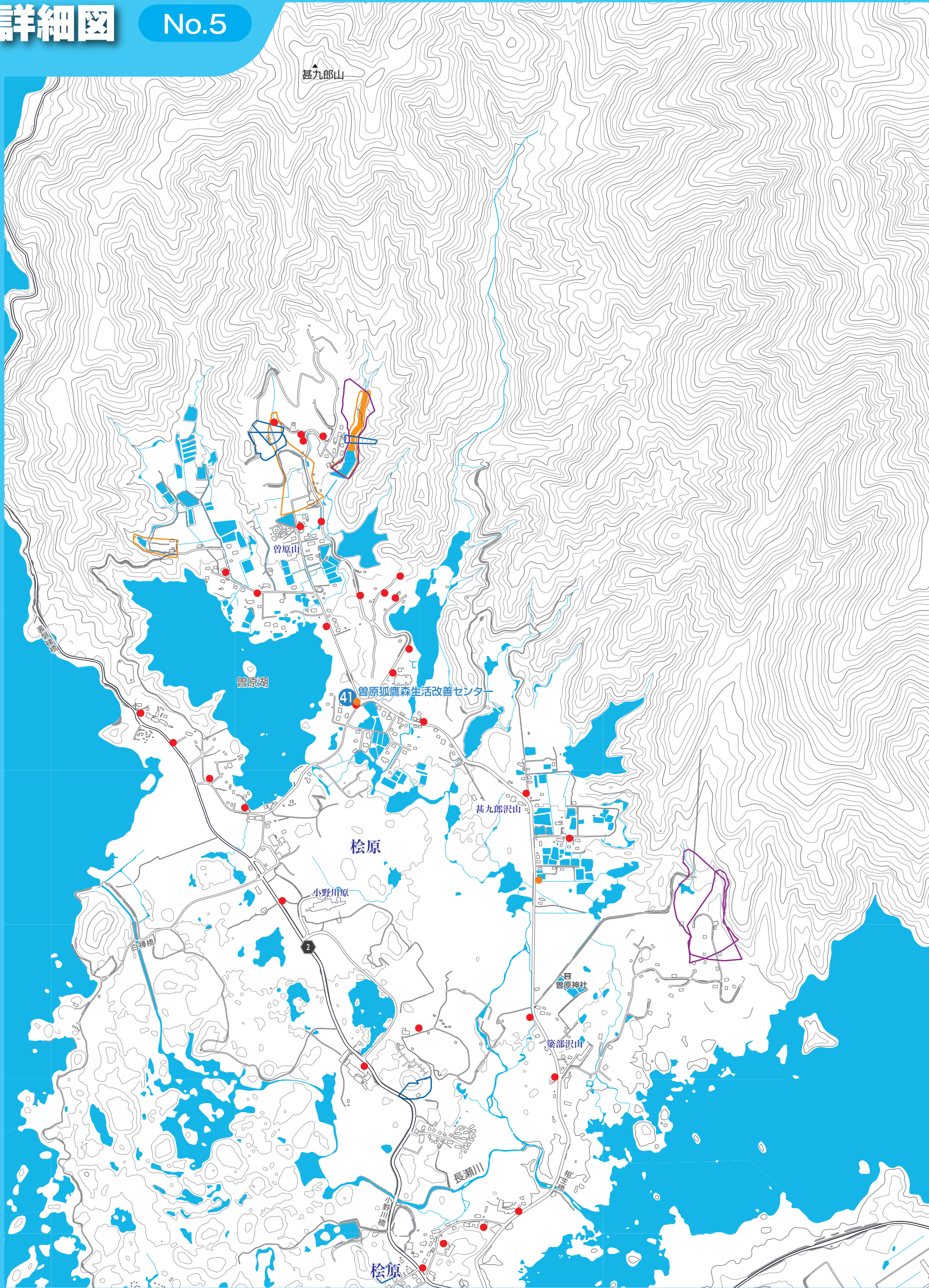
土砂災害凡例		河川・ため池浸水	
土石流 特別警戒区域		浸水深：～0.5m 未満	
土石流 警戒区域		浸水深：0.5m～3.0m 未満	
急傾斜 特別警戒区域		浸水深：3.0m～5.0m 未満	
急傾斜 警戒区域		浸水深：5.0m～10.0m 未満	
地すべり 警戒区域		浸水深：10.0m～20.0m 未満	
雪崩危険箇所		浸水深：20.0m～	
新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所（※）		ため池浸水エリア	
被害想定範囲（急傾斜地の崩壊）		氾濫流	
被害想定範囲（土石流）		河岸侵食	

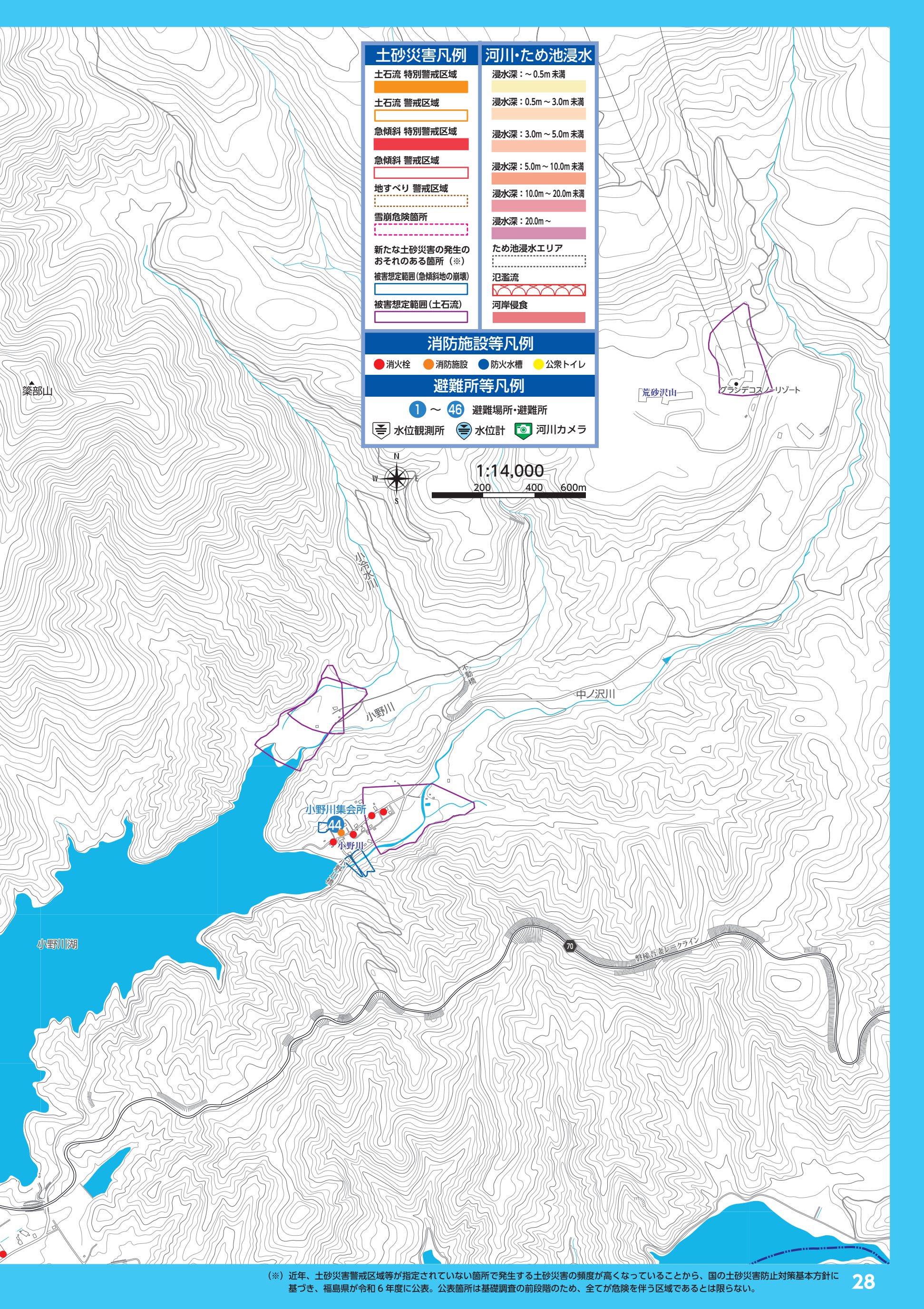
消防施設等凡例			
	消火栓		消防施設
	防火水槽		公衆トイレ

避難所等凡例	
	1～46 避難場所・避難所
	水位観測所
	水位計
	河川カメラ



（※）近年、土砂災害警戒区域等が指定されていない箇所が発生する土砂災害の頻度が高くなっていることから、国の土砂災害防止対策基本方針に基づき、福島県が令和6年度に公表。公表箇所は基礎調査の前段階のため、全てが危険を伴う区域であるとは限らない。





土石災害凡例 **河川・ため池浸水**

土石流 特別警戒区域	浸水深：～0.5m未滿
土石流 警戒区域	浸水深：0.5m～3.0m未滿
急傾斜 特別警戒区域	浸水深：3.0m～5.0m未滿
急傾斜 警戒区域	浸水深：5.0m～10.0m未滿
地すべり 警戒区域	浸水深：10.0m～20.0m未滿
雪崩危険箇所	浸水深：20.0m～
新たな土石災害の発生のおそれのある箇所（※）	ため池浸水エリア
被害想定範囲（急傾斜地の崩壊）	氾濫流
被害想定範囲（土石流）	河岸侵食

消防施設等凡例

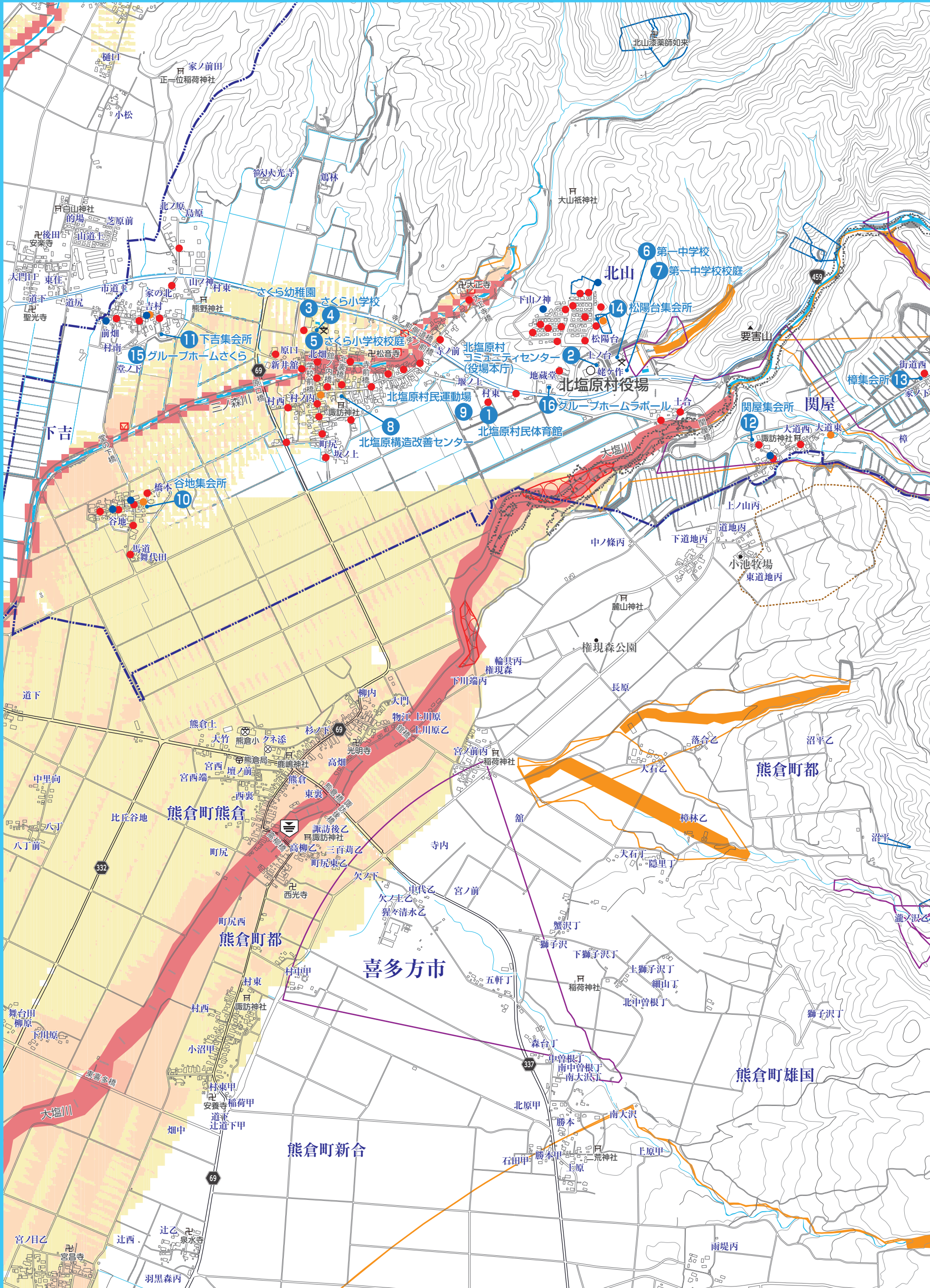
- 消火栓 ● 消防施設 ● 防火水槽 ● 公衆トイレ

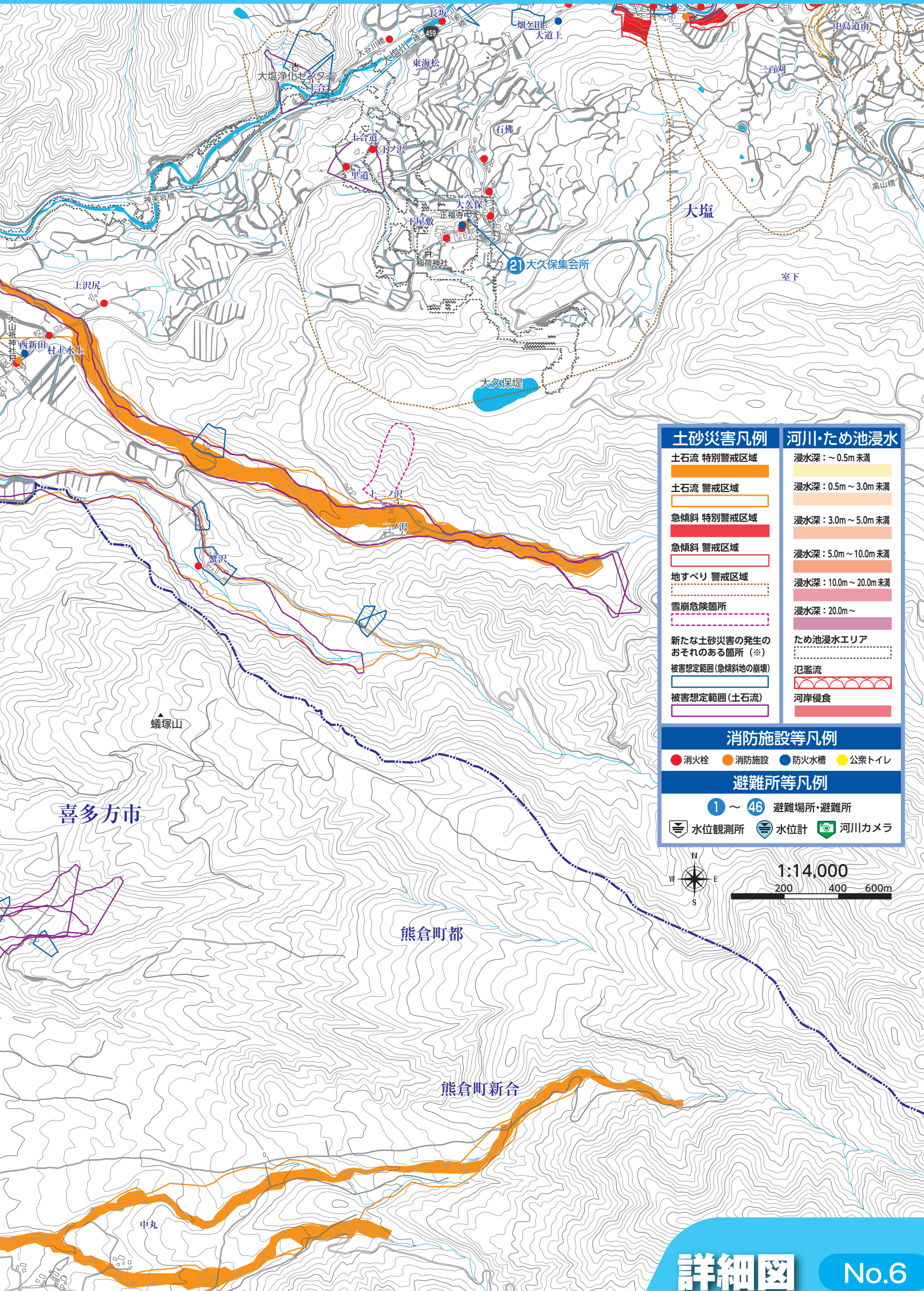
避難所等凡例

- ① ～ ④⑥ 避難場所・避難所
- ☒ 水位観測所 ☒ 水位計 ☒ 河川カメラ



（※）近年、土石災害警戒区域等が指定されていない箇所が発生する土石災害の頻度が高くなっていることから、国の土石災害防止対策基本方針に基づき、福島県が令和6年度に公表。公表箇所は基礎調査の前段階のため、全てが危険を伴う区域であるとは限らない。





土砂災害凡例		河川・ため池浸水	
土石流 特別警戒区域		浸水深：～0.5m未滿	
土石流 警戒区域		浸水深：0.5m～3.0m未滿	
急傾斜 特別警戒区域		浸水深：3.0m～5.0m未滿	
急傾斜 警戒区域		浸水深：5.0m～10.0m未滿	
地すべり 警戒区域		浸水深：10.0m～20.0m未滿	
雪崩危険箇所		浸水深：20.0m～	
新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所（※）		ため池浸水エリア	
被害想定範囲（急傾斜地の崩壊）		氾濫流	
被害想定範囲（土石流）		河岸侵食	

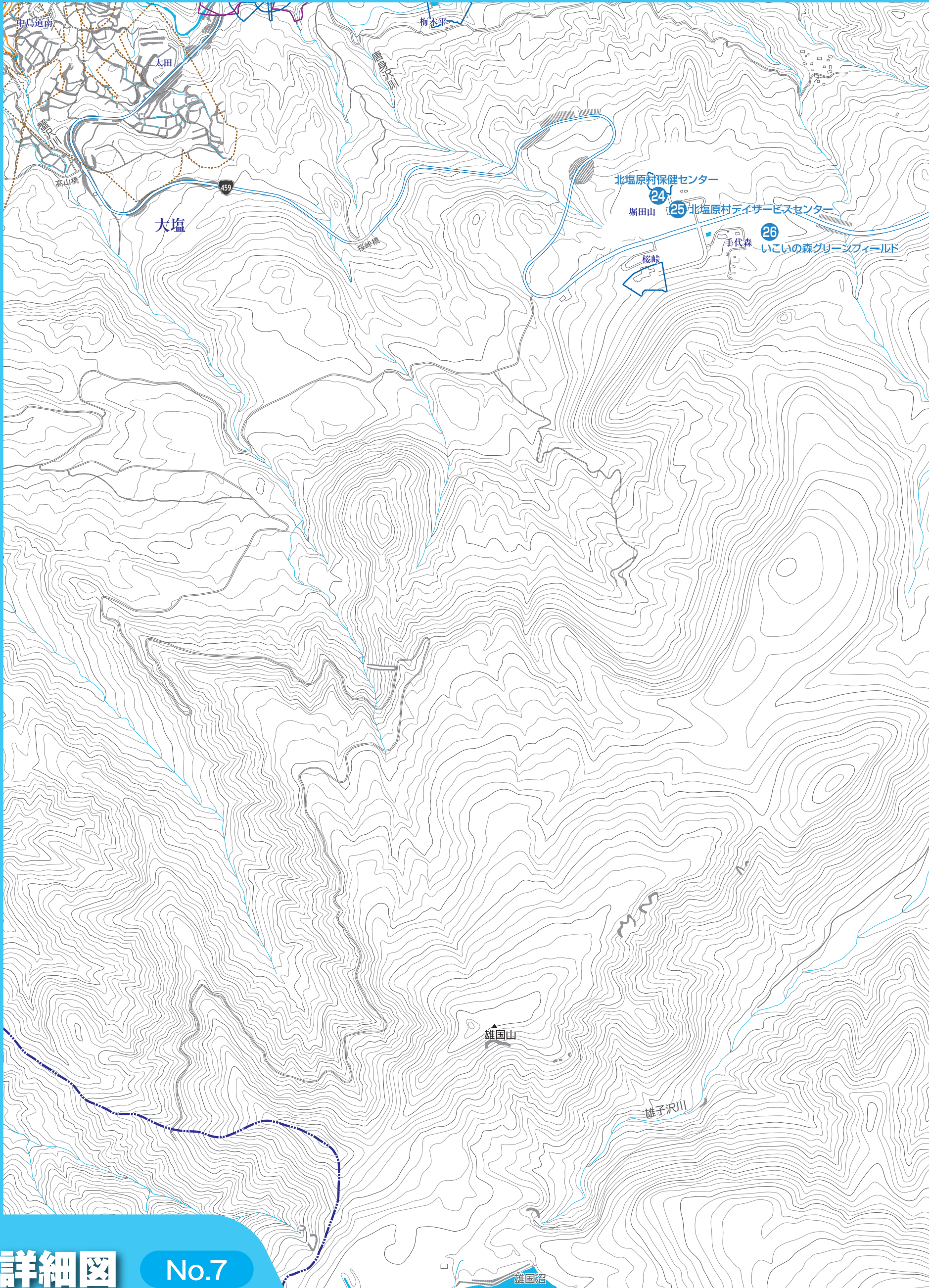
消防施設等凡例			
	消火栓		消防施設
	防火水槽		公衆トイレ

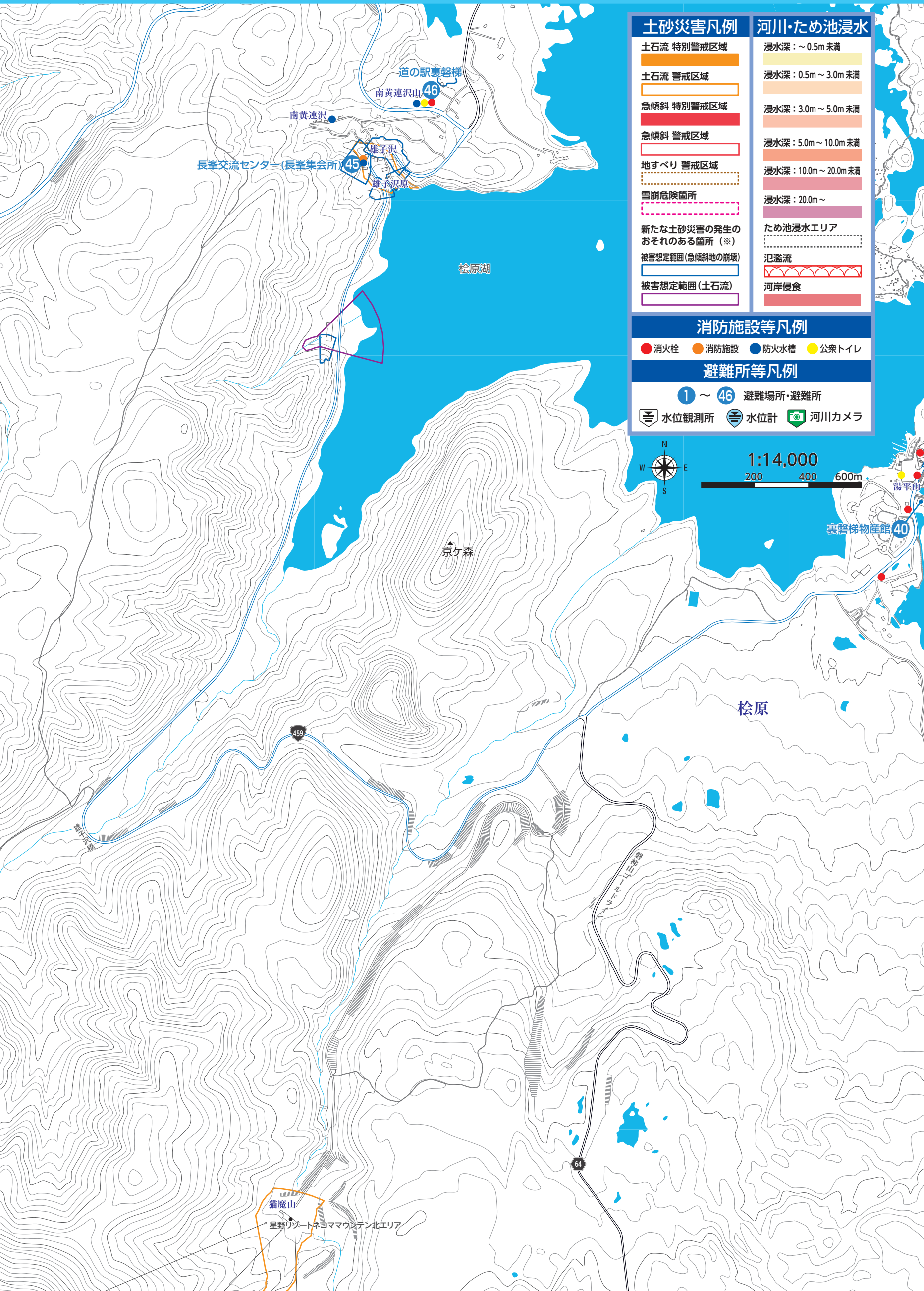
避難所等凡例	
	1～46 避難場所・避難所
	水位観測所
	水位計
	河川カメラ



詳細図 No.6

（※）近年、土砂災害警戒区域等が指定されていない箇所が発生する土砂災害の頻度が高くなっていることから、国の土砂災害防止対策基本方針に基づき、福島県が令和6年度に公表。公表箇所は基礎調査の前段階のため、全てが危険を伴う区域であるとは限らない。

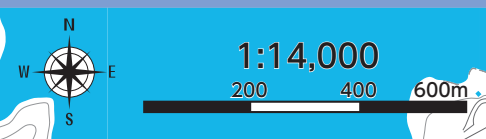




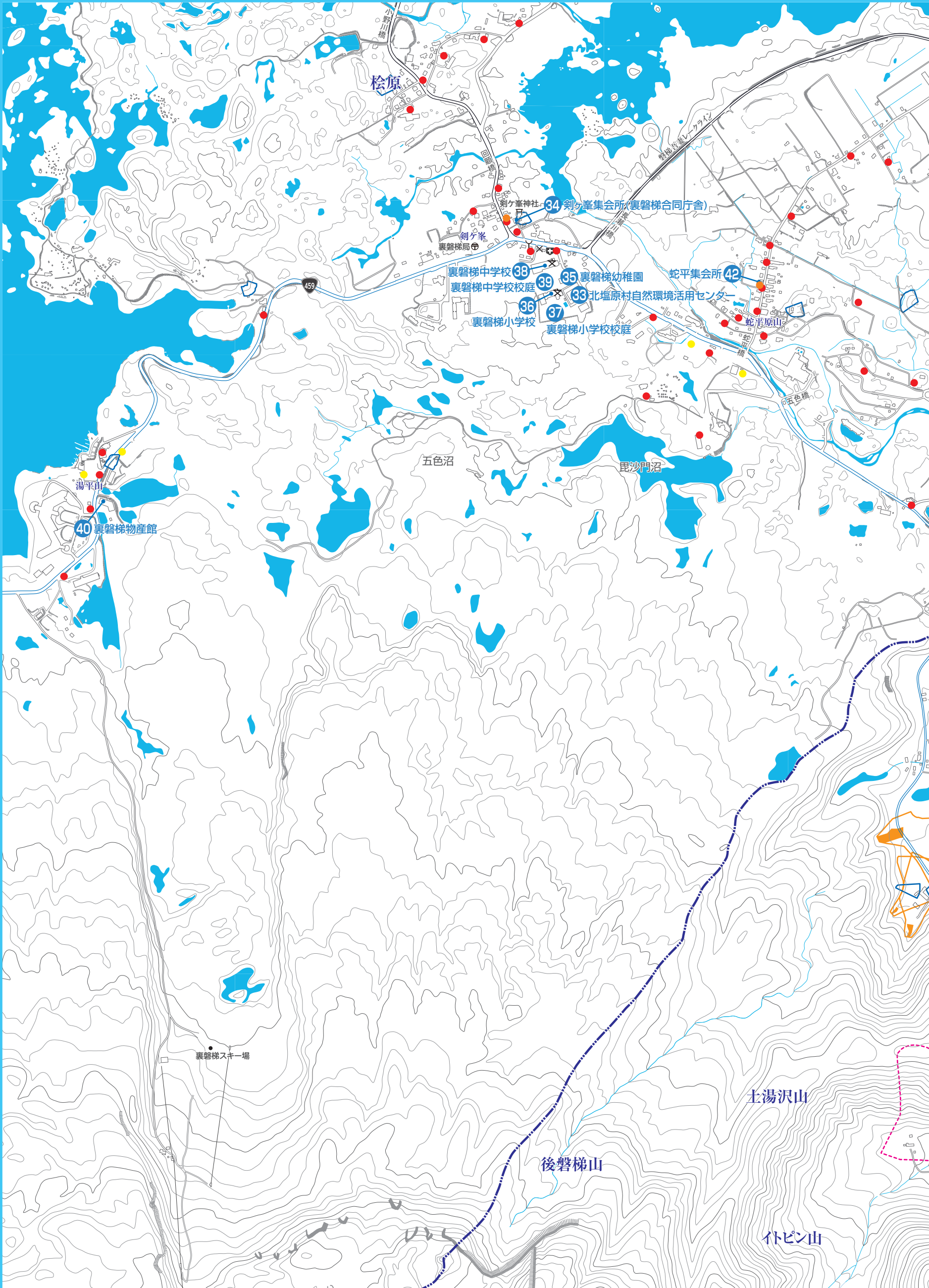
土砂災害凡例	河川・ため池浸水
土石流 特別警戒区域	浸水深：～0.5m未滿
土石流 警戒区域	浸水深：0.5m～3.0m未滿
急傾斜 特別警戒区域	浸水深：3.0m～5.0m未滿
急傾斜 警戒区域	浸水深：5.0m～10.0m未滿
地すべり 警戒区域	浸水深：10.0m～20.0m未滿
雪崩危険箇所	浸水深：20.0m～
新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所(※)	ため池浸水エリア
被害想定範囲(急傾斜地の崩壊)	氾濫流
被害想定範囲(土石流)	河岸侵食

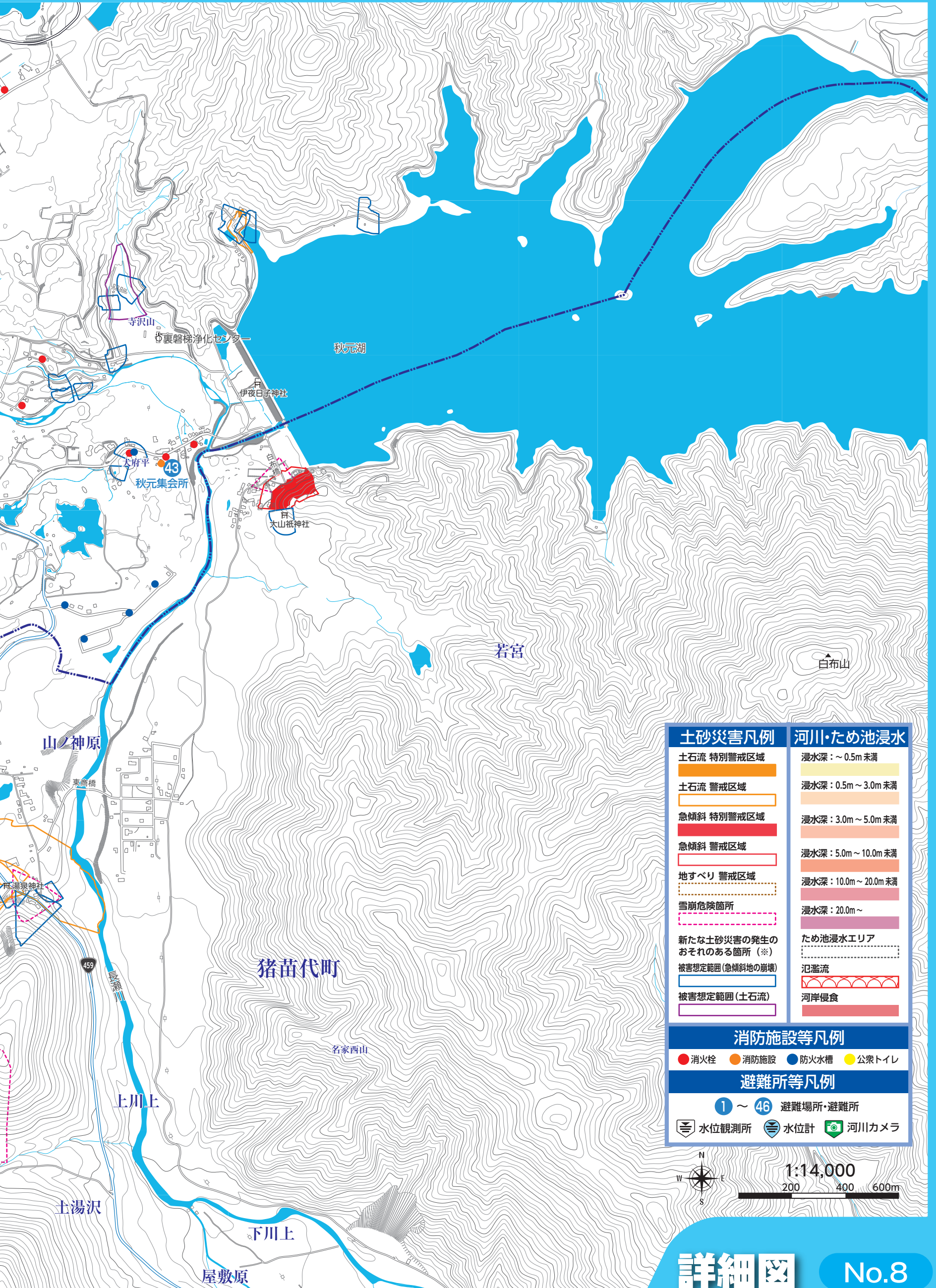
消防施設等凡例			
● 消火栓	● 消防施設	● 防火水槽	● 公衆トイレ

避難所等凡例	
① ～ ④⑥	避難場所・避難所
≡	水位観測所
≡	水位計
📷	河川カメラ



(※) 近年、土砂災害警戒区域等が指定されていない箇所が発生する土砂災害の頻度が高くなっていることから、国の土砂災害防止対策基本方針に基づき、福島県が令和6年度に公表。公表箇所は基礎調査の前段階のため、全てが危険を伴う区域であるとは限らない。





土砂災害凡例		河川・ため池浸水	
土石流 特別警戒区域		浸水深：～0.5m未滿	
土石流 警戒区域		浸水深：0.5m～3.0m未滿	
急傾斜 特別警戒区域		浸水深：3.0m～5.0m未滿	
急傾斜 警戒区域		浸水深：5.0m～10.0m未滿	
地すべり 警戒区域		浸水深：10.0m～20.0m未滿	
雪崩危険箇所		浸水深：20.0m～	
新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所(※)		ため池浸水エリア	
被害想定範囲(急傾斜地の崩壊)		氾濫流	
被害想定範囲(土石流)		河岸侵食	
消防施設等凡例			
	消火栓		消防施設
	防火水槽		公衆トイレ
避難所等凡例			
	1		46 避難場所・避難所
	水位観測所		水位計
	河川カメラ		



詳細図 No.8

(※) 近年、土砂災害警戒区域等が指定されていない箇所が発生する土砂災害の頻度が高くなっていることから、国の土砂災害防止対策基本方針に基づき、福島県が令和6年度に公表。公表箇所は基礎調査の前段階のため、全てが危険を伴う区域であるとは限らない。

気象・防災情報を入手し事前の準備などに生かしましょう。



北塩原村ホームページ

<https://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/>



北塩原村 LINE公式アカウント

お友達登録はこちらから！



◎気象庁

気象庁が発表する気象情報・地震・津波情報・データ・火山・気候・環境・海洋情報など

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>



◎内閣府「防災情報システム」

全国の地震・津波・気象・河川・被害状況・ライフライン・災害救助や生活支援など

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/soboweb/index.html>



◎気象庁(気象警報・注意報:北塩原村)

気象警報や注意報(北塩原村)を確認出来るウェブサイト

https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#area_type=class20s&area_code=0740200



◎NHKあなたの天気・防災(北塩原村)

天気や災害情報(北塩原村)をまとめてお伝えするウェブサイト

<https://www.nhk.or.jp/kishou-saigai/city/weather/07405000740200/>



◎国土交通省「川の防災情報」

全国の水位・雨量・レーダー雨量・ダム・水質・積雪深・河川の予警報など

<https://www.river.go.jp/index>



◎福島県河川流域総合情報システム

雨量・水位状況、気象情報、水防情報、土砂災害警戒情報など

<https://kaseninf.pref.fukushima.jp/>



◎「Yahoo!防災速報」(ヤフー株式会社)

避難情報や緊急地震速報、津波予報、豪雨予報等の災害情報や今後の予報・予測を緊急のお知らせとして通知するヤフー株式会社のサービスです。

<https://emg.yahoo.co.jp/>



◎「キキクル」(危険度分布)の通知サービス

気象庁で公表している、大雨による「土砂災害」「浸水害」「洪水災害」の危険度の高まりを5段階の色分けで地図上に表示する「危険度分布(愛称:キキクル)」。

大雨による危険の高まりをアプリやメールなどで知らせてくれる通知サービスを、気象庁の協力のもと、民間事業者5社が提供しています。
https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/ame_push.html



ライフライン関連機関

名称	電話番号	備考
東北電力ネットワーク(株)	0120-175-366	停電緊急時など(ネットワークコールセンター)
NTT 東日本-東北	113(固定電話から) 0120-444-113(携帯から)	故障・通信障害の発生等
北塩原村建設課	0241-23-3216	水道・下水道に関すること

行政関係機関

名称	電話番号	備考
北塩原村役場(本庁)	0241-23-3111	24時間対応
裏磐梯合同庁舎(観光課)	0241-32-2511	閉庁時間は本庁へ転送(電話)
桧原出張所	0241-34-2004	平日(日中)のみ
喜多方消防署	0241-22-6211	火災・救助・緊急(急報119番)
喜多方消防署北塩原分署	0241-32-2020	火災・救助・緊急(急報119番)
喜多方警察署	0241-22-5111	事故・交通(急報110番)
猪苗代警察署	0242-63-0110	事故・交通(急報110番)
喜多方警察署大塩駐在所	0241-33-2009	事故・交通(急報110番)
猪苗代警察署裏磐梯駐在所	0241-32-2630	事故・交通(急報110番)

医療機関・保健機関(村内)

名称	電話番号	備考
南東北裏磐梯診療所	0241-32-2009	診察等
南東北桧原診療所	0241-34-2009	診察等
北塩原村保健センター	0241-28-3733	閉庁時間は本庁へ転送(電話)

発行:北塩原村【問い合わせ:総務企画課 TEL 0241-23-3111】 製作・著作:株式会社ゼンリン郡山営業所【問い合わせ:024-933-4111】

「この地図は、福島県の測量成果を使用したものである。(令和6年1月11日付け森第3355号にて承認)」

「この地図は、北塩原村長の承認を得て、同村発行の1/2,500、1/10,000北塩原村地形図を使用し、調整したものである。(承認番号)5北総第371号」